

第404回南国市議会定例会会議録

第3日 平成30年9月12日 水曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
<small>参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長</small> 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
建設課長 西川博由	地籍調査課長 横山聖二
都市整備課長 若枝実	上下水道局長 橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子	福祉事務所長 岩原富美

教 育 長	大 野 吉 彦	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	伊 藤 和 幸
生 涯 学 習 課 長	中 村 俊 一	代 表 監 査 委 員	山 崎 隆 章
監 査 委 員 長 農 業 委 員 長	細 川 千 秋	農 業 委 員 会 会 長	武 市 憲 雄
農 事 務 局 長	土 橋 愛	消 防 長	小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

＊

議事日程

平成30年9月12日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。10番中山研心議員。

〔10番 中山研心議員発言席〕

○10番（中山研心） おはようございます。立憲民主党の中山研心でございます。第404回定例会におきまして一般質問を行わせていただきます。

私が通告してありますのは2問であります。6月22日に判決の出た緑ヶ丘訴訟と、部落差別解消推進法についてお伺いをいたします。

まず、緑ヶ丘の訴訟についてであります。

この訴訟には3つの争点がありました。本件土地の原状回復義務は未履行であるのか、2点

目、原状回復義務が未履行である場合の損害額、3つ目として、南国市が原状回復権または損害賠償権を請求しないことの違法性についてであります。判決の要点は、許可条件の現況に復する方法について具体的に定められておらず、南国市と業者との間で原状回復の具体的な方法として植栽を行うことが合意され、完了しており、業者の原状回復義務が未履行であるとまでは言えない。また、南国市の植栽をもって現況回復とみなすという判断が、裁量権を大きく逸脱するとまでは言えない。よって、2、3については判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却する、というものであります。平成26年2月25日に業者から払い下げの申請が出て以来もめ続け、高知市の産業団地計画そのものを白紙にするという騒動に発展したこの問題も、一応の片がつきました。

裁判の争点は原状回復についてであります。住民が本当に問いたかったのは、開発に伴う市有地の有効活用のために、なぜ南国市は安易に切り土を認めてしまったのか。市長以外に誰ひとり賛成者もなく、避難場所など必要のない場所に、危機管理課の頭越しに、想定外に備え遊歩道を整備するなど苦しい突拍子もない理由までつけて、なぜ工事を許可したのか、ではなかったかと思えます。避難所確保については、所管の危機管理課からなぜ必要かという説得力のあるエビデンスは示されないままに、トップの強い意向が働いて工事許可に至った本件の経過には、強い違和感を覚えます。裁判が終わった今、南国市の行政判断は公平で中立であるのか、誰かが暴走しそうなきちんととめられる組織としての健全性、民主性は守られているのかを問うのは、議会の役割であろうと思えます。

市長にお伺いいたします。

本件工事許可に至る不透明な意思決定の経過、住民のコンセンサスを得ることなく着手された工事、地元から抗議と工事中止その後の住民説明会での市の対応、原状回復について当事者として何ら具体的な指示をすることもなく、回復計画書の提出も業者任せにしたことについて、これらを振り返って思うところ、反省すべき点がありましたらお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の緑ヶ丘の訴訟の件につきましては、地元住民の皆様に納得される説明に至らず、最終的に訴訟に至ることとなりまして、地元住民の方を初め多くの市民の皆様、議員の皆様にご心配や御迷惑をおかけしまして、市といたしまして深く反省をしているところでございます。

本件の意思決定につきましては、前市長の思いが強かったところでございますが、市政の課題に対してスピード感を持って対応していく上では、市長の決断というのも必要でございま

すが、今回のようにたとえ市長がよかれと思っても、多くの住民の方には逆の思いを持たれているケースもあるということを感じたところでございます。私が市長としてこれから市政を進めていく上では、今回の事案を教訓といたしまして、できるだけ市民の皆様の声を聞き、職員の意見を参考に課題を整理しつつ、その上で対応におくれがないよう努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 本件工事に至る不透明な意思決定の経過については、反省の弁がありました。また、市の対応についてもお話があったところでありますけれども、まず、原状回復について、当事者として何ら具体的な指示をしていない、業者任せにしたということについては回答がなかったですが、その点についてはどうですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 原状回復につきましては、もとの山に戻すということで、どのような方法があるかということは、業者任せにしたというところも一点反省するべきところであると思えます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 今後の教訓にしていきたい。これは、原状回復の指示のことだけでなく、最初の工事着工のときに、まず南国市の土地のことですから、住民にちゃんと説明しちよってよと、業者任せにするよりも、まずこの時点で南国市が主体的に動くべきではなかったかというふうに思いますが、その点はどうですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今から思いますと、そうすべきであったというように思います。私も、最初の話の売ってほしいという要望が出たときに、地元にも行ったところでございますが、もう少し許可をするときに住民の皆様の意思を聞けるように、市のほうも積極的に同時に動くべきであったかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 蒸し返しになりますけれども、市長が、業者の土地が産業団地の予定地であったのを知ったのはいつですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） これは議会答弁でも申し上げたところでございますが、その確認をしたという日付は、高知市の職員さんに南国市に来ていただいてお話をしたとき、つまり平成28年

2月24日ということでございます。こちらが、そういう産業団地の予定地として高知市が考えて取り組みを進めているということを確認した日でございます。その以前に、これも議会答弁で申し上げておりますが、新聞報道で高知新聞の記事として取り上げられたというのは私も見ているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 橋詰前市長は、昨年6月議会で、きょうに至るまでそのような認識はしておりませんでしたというふうにお答えになりました。きょう、平山市長も平成28年2月24日に確認をした、というのが公式の回答であります。それ以前に、26年3月には新聞報道がされております。これは、業者がどういう選択をするかということにかかわらず、高知市の決定ですので、業者に選択権のある話ではないですよ。最終的に買収に応じるかどうかというのは業者の判断にしても、計画そのものは高知市が、新聞報道があったのが26年ですから、25年当時からずっと計画は進んできてたわけです。それを26年2月の段階で、まず太陽光発電をつくりたいから払い下げをしてほしいという申請が出てきた。ほんで、この時点では既に産業団地の話が進んでます。新聞報道が出て、何かそれを見たかもしれんというふうにおっしゃいましたけども、高知市が産業団地をつくるということは、南国市にとっては大きな関心事じゃないですか。というのは、高知市は浸水区域から何とか企業を逃がさんよというふうで、いろんな政策をとってます。南国市は、逆にそんなところも南国市にどうぞおいでてください。そういうところは利害対立があるわけですよ。そういう意味で、お隣の高知市が、それも南国市に隣接するところに産業団地を建てるということは、関心を持って見ませんか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、関心があることでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 関心があったら、なぜ28年2月まで、ここが業者の土地が産業団地の予定地であったということを確認しなかった、そのまま放ったのか。26年12月には、松木さんが隣地立会にも立ち会ってますよね。そういうところの役所の中の意思決定をする段階で、いろんな情報やとかいろんな話が、きちんと共有された上で意思決定に至ってないというところが非常に危うく思います。しかも、27年の工事の許可願が出てきたときには、もう既に市有地の有効活用と。ソーラーパネルの話は申請理由から飛んじゅうわけですよ。その段階でちゃんと把握すべきやなかったかなというふうに思うんですが。いろんな情報が共有されてないということも含めて、組織の中の意思疎通に問題はなかったのかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 26年の記事を見たときに、その太陽光の申請ということで上がってきていたところでございますが、そのときには業者もそういう複数の案を持っているのだなというふうに、そのときは私は思ったところでございます。太陽光という申請で、もちろん申請の中で太陽光をやるということでございますので、太陽光をやる案で申請してきているところでございますが、業者としましては複数の案を持っているということもあるのではないかとというふうに、現実的には思ったところであります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） いやいや、ここが産業団地の予定地であるかどうかというのは非常に重要なところですよ。というのは、法面を削って使える有効面積を広げたら、その分高知市に高く売れるわけですよ。臆測ではありますけども、多分その意図があったんじゃないかと思うんです。そのときに、使用目的、許可の目的が違って申請が出た時点で、そういう疑いを持つのが普通じゃないですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） そのときは申請どおりのことで受けとめておりまして、それ以上のことは考えておりません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） ちょっと、何て間抜けな意思決定なり、組織の運営のされ方やというふうに非常に残念に思います。これは前市長の強い意向があって進められてきたということで、一定その意思決定の経過に不備があったんじゃないかという反省の弁が述べられましたので、これ以上は言いませんけども。昨年6月議会で橋詰市長は、議員指摘のとおり私が独断で先行してやりました、工事許可を出しました、いうふうに答えています。やめた市長を殊さらにおとしめる理由はありませんけれども、南国市はある時期から市長に誰も諫言ができない。トップがこうと言い始めたら誰の言うことも聞かない。耳の痛いことを言う職員は遠ざけられる。露骨に人事で報復される。だから、結果として太鼓持ちのような職員しか周りに残らない。県警にマークされていたような人物が大きな顔をして市長室に出入りをする、酒席をともにする。組織が腐敗していく典型的なパターンをたどっていたような気がいたします。

市長にお伺いします。

平山市長は慎重な方ですから、独善的に判断せず、しっかり部下の声に耳を傾けて執務しておられるだろうとは思いますが、ともすれば、権力の座にあるとおごりや緩み、部下への侮り

が生じて、公正な判断が損なわれがちになることも多いようです。市長の周りには、ずばりと耳の痛い意見を進言してくれる部下はいますか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、庁議のメンバーでそこな課題というものは共有するようにはしておりますし、庁議のメンバーはしっかり意見を言ってくれていると思っております。また、各課課長につきましても、何ら私に配慮するということなしに、素直にその意見は述べていただいていると思っております。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） それを聞いて安心しました。

何点かお伺いをいたします。

そのような、市長にとっては煙たい部下も公正に処遇する懐の深さを持っていますか。能力本位の公正な人事をこれからも心がけていけますか。いかがわしい人物を市長室に出入りさせたりすることなく、ダーティな人脈につながる人との関係を毅然と拒絶できる清廉性を持っていますか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、言葉の中でダーティという基準というものがどこに置かれるのかというのは、私もはっきりわからないところでございますが、私の心がけとしてはそのように心がけて、これから市政運営は、今もやっているつもりですし、これからもやっていくつもりでございませう。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 人事の公平性についてはどうですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、人事は公平にやっていきます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） ダーティな人脈ということの意味がわからないということです。それはそのとおりです。しかし、自分が知らずにツーショットで写真を撮って、それがフェイスブックにアップされて、後日問題になったりするようなことのある御時世です。くれぐれも身の回りにそういう方を近づけないように、バリアとそれからアンテナを張りめぐらせて、人物についてはきちんと見定めていただきたいなというふうに思います。

先ほど、太鼓持ちのような職員と大変失礼な言い方をしましたけれども、今の執行部の皆さ

んを決してそんなふうには思っていない。世間では、スポーツ界のパワハラ体質の暴露が話題となっていますが、そんなものがかわいく思えるほどの生殺与奪を握った権力者のハラスメントと、組織のパワーゲームの中を生き残ってきたサバイバーである皆さん方であるからこそ、この南国市を民主的で公正な組織に生まれ変わらせることができるのだと信じております。

次に、住民監査請求却下の適法性についてお伺いをいたします。

昨年6月議会で、私の質問に対し山崎代表監査委員は、今回の監査請求につきましては怠る事実と該当し、期間制限の適用は受けないのではないかとのお質問でございますが、怠る事実ということにつきましては、現在裁判で係争中の訴状の中で初めて出てまいりました。怠る事実であるか否かが裁判の争点の一つとなっていますので、監査委員の立場としては回答は差し控えさせていただきます。また、総務省の見解についても同様に、係争中でありますから問い合わせはしませんと、お答えになりました。怠る事実であるか否かが裁判の争点であるので回答は差し控えるとのことですが、監査委員は本件住民訴訟の訴状も口頭弁論準備書面にも十分に目を通すことなく回答されたんでしょう。怠る事実であるかどうかは本件で争点になったことは一度もありません。裁判所は、判決文でこう述べています。長くなりますが、引用します。

「監査請求前置について。本件監査請求は、地方自治法第242条第2項の監査請求期間を徒過していることを理由に、不適法なものとして却下されている。そこで、原告の請求の当否を判断する前提として、本件訴訟が住民監査請求の要件を満たしているかどうかを検討する。この点、同法第242条第2項本文は、監査請求対象事項のうち、財務会計上の行為については、当該行為があった日または終わった日から1年を経過した監査請求をすることができないと規定しているのに対し、怠る事実、いわゆる申請を怠る事実については、このような期間制限は規定されておらず、怠る事実が存在する限りはこれを制限しない趣旨と解される。本件監査請求においては、1、本件土地の原状回復請求権、2、本件工事契約の債務不履行に伴う損害賠償権を行使しないことが怠る事実である旨、主張されているものと解される所、これらはいずれも特定の財務会計上の行為が違法無効であることを前提するものではないから、いわゆる申請を怠る事実に当たり、本項同文中の期間制限が及ばないというべきである。そうすると、本件監査請求は、適法であるにもかかわらず、不適法であるとして却下されたものであるから、本件訴訟は適法な監査請求を経たものとして適法である。したがって、本件訴えが適法であることを前提に、原告請求の当否について以下検討する。」

つまり、住民の適法な監査請求を、南国市監査委員会が不適法なものとして却下をした。本来は、住民訴訟の前置主義としての監査請求があることを考えた場合、本件が適法な監査請求

を経たものとみなして、本件訴訟の検討に入りますよ、そういう意味です。本件請求が怠る事実であるかどうかは争点ですらなく、訴訟が開始された時点で本件は怠る事実にあたり、南国市監査委員会による却下は不適切であったと指弾されたこととなります。訴状も読まず、地方自治法の逐条解説も読まず、それを係争中だから答弁できない、などというのは不誠実きわまりない。まず、前回答弁は適切であったのか、判決文を読んでどのような感想を持ったかお答えください。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 前回のときに、争点であると言ったのは、訴訟の上で監査請求が前置の要件を満たしているかどうかということがありますので、そのように申し上げたわけでありまして。裁判を通じてどうかということをございますけれども、監査請求は当初財務会計上の行為また事実について必要な措置を求めてきたものでありまして、怠る事実という内容ではありませんでした。したがって、その時点では行為が1年を経過していることから、不適法と判断をしたところでありまして。その後、訴訟において、初めて原状回復あるいは損害賠償請求するのは怠る事実にあたるという訴えがなされたわけでありまして。裁判の判断は、怠る事実を主張していることは認めて、しかし結果として怠る事実は認められなかったというのは裁判結果であります。私が感じているのは、裁判が非常に……。

○議長（岡崎純男） 監査委員、マイクをもうちょっと近づけて話をしてください。

○代表監査委員（山崎隆章） 丁寧に親切に行っているという感じを持ちました。一方で、私たちがすぐに却下したことは、私は実はその点は反省しております。もう少し丁寧に請求人の意見を聞くべきではなかったかと思っております。そのことは本人にもお話をしたところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 皆さん、今の回答わかりましたか。却下するのは不適切でなかったと。ほんで、裁判が親切でやっちゃったがやと。けんど、もうちょっと丁寧に話を聞いちゃってもよかったかなと、そんな回答ですよ。訴状も読まず、地方自治法の逐条解説も読まず、それを係争中だから答弁できない。しょっぱなに地方自治法の逐条解説は読んだんですか。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 当然、自治法の監査にかかわる部分については読んだつもりです。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番(中山研心) 字が読めんがやろうか。しょっぱなに申請怠る事実が訴因である場合は期間適用の制限を受けない、そういう記載があります。しかも、解釈に誤解が生じないように実例を挙げ、判例を示して、特定の財務会計上の行為が違法無効であることを前提とするものだけが期間適用の制限を受ける例外ですよと、わかりやすく書いてある。これをどう読めば、本件が不適法であると判断できるんでしょうか。

○議長(岡崎純男) 代表監査委員。

○代表監査委員(山崎隆章) 当初に出てきた申請は、怠る事実ということでの内容ではなかったわけですから、したがって1年を経過しているというところで不適法と判断しました。

○議長(岡崎純男) 中山議員。

○10番(中山研心) 監査請求の文言に、怠る事実を書いてあるかどうかということは全然問題やないですよ。その請求行為が怠る行為を訴因として請求されたものであるかどうかというのが判断せないかんことで、単に監査請求の書面に怠る事実ってということが書いてなかったから、これは怠る事実ではないというのは詭弁ですよ。どうですか。

○議長(岡崎純男) 代表監査委員。

○代表監査委員(山崎隆章) 実は、監査請求は2回出てきております。後、2回目のときには、怠る事実ということを取り上げて出てきております。その文言が入っております。その際には、請求要旨として、1つは市長の許可について、それから2つ目は許可取り消し後の南国市の対応について、と2つの項目に分けて記載されております。市長の許可においては、市長が議会に諮ることなく本件の工事許可をおろしたと、これは法令違反だという主張のほか、幾つかの違法、不当実の主張がなされております。そして、許可取り消し後の南国市の対応については、本件土地を復旧すべきことを請求すべきこと、流出した土砂の価格相当額の損害賠償を許可相手に請求すべきこと、いわゆる怠る事実が記載されております。昭和62年2月20日の最高裁判決において、財務会計上の行為を違法不当としてその是正を求める住民監査請求は、特段の事情がない限り、当該行為が違法無効であることに基づいて発生する実体上の請求権の行使を不当とする財産の管理を怠る事実について、監査請求をもってその対象として含むべきものと解するという判決がありますので、それに沿って、市長許可がこの判決の財務会計上の行為として捉え、期間制限が及ぶものと判断したところであります。

○議長(岡崎純男) 中山議員。

○10番(中山研心) 後でちょっと別項目で質問しようと思いましたが、今聞きます。

昭和62年2月20日の最高裁判決の財務会計上の行為を違法不当であるとして、その是正措置を求める監査請求をした場合という、この事件についてちょっと説明をしてください。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 市長の許可が違法な許可であると。

（「いや、具体的にという。この事件、具体的に。知らんが」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。

（「知らんがやったら、教えちゃうで」と呼ぶ者あり）

普通公共団体の長、その他の財務会計職員の財務会計上の行為が違法無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） もうええわ。御存じないようですので、教えます。

これは、昭和57年の町有財産の売却処分違法確認及び共同訴訟参加についての判例です。町有財産が売却処分、会計期上の処理が終わった後で、特定の財務会計上の行為が違法無効であることを前提とするものだけが期間適用の制限を受けるという例外の事例に当たります。町有財産が安く売り払われたのではないかとの疑念を持った住民が、監査請求をするものの、売り払い行為も会計処理も1年以上を経過していることを理由に退けられました。これに納得しない住民が、相場価格と売代金の差額を買い主に請求しないことが財産の管理を怠る行為であるとして再び訴えを起こしたけれども、これは売り払い行為と会計処理自体が違法処理、違法無効であることを前提とするもので、さきの監査請求と同一であるという判例です。これが、今の緑ヶ丘の監査請求とどこが一緒ですか。知りもせんと、こんな理由で2回目も出させて、いちびりゆうがかって話やお、これ。どうなん。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 質問の趣旨がよく理解できなかったですので、お願いします。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 具体的な判例の意味も知らんと、これをもとに却下をしました。あのときは間違いありませんでしたじゃ、そんな回答の仕方があるかえ。素直に裁判所に指摘されたがやき、ごめんなさいすりゃ済む話よ。それをなに、今になってみたらもうちょっと丁寧に話を優しく聞いてちゃったらよかった、サービスで。何なん、一体。

いやいや、もう大体みんなわかったろうき。監査委員は人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関してすぐれた識見を有する者及び議員のうちか

ら、議会の同意を得て長が選任するとなっています。あなたにその資格があると思いますか。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 私自身にそれを判断せよと言われても、私はわかりません。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 再度お伺いします。この緑ヶ丘と同様の同じような住民監査請求が出た場合、監査委員会は同じように却下をしますか。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 同じ内容でということですか。

（「そんなこと言うてない」と呼ぶ者あり）

言うてない。

（「同じような事案で」と呼ぶ者あり）

同じような事案。

○議長（岡崎純男） 反問権を認めますので、質問の内容がわからない場合は、反問で言っていただいたら、再度質問をしてもらいますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） それは出てまいりませんと、どのような内容かを判断しなければなりませんので、その際には3人の監査委員で協議をするようになると思います。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 総務省への問い合わせも係争中やきせんということやったけど、これ却下する前に総務省へ聞けばよかったですね。これね、前回質問の前に私総務省にあらかじめ問い合わせしちゅうがやき。その上で質問しちゅうがよ。南国市は、何かというと顧問弁護士に相談します、いうことで逃げるわけやけど、今回は却下する前に顧問弁護士に相談をせざったんですか。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 1回目の却下をしたのは、形式審査、要件審査での不適合でありましたから、弁護士には相談せずにそういう判断で却下したところです。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） しておれば、裁判所にだめやねっていう、こんなだめ出しされるような恥をかかんで済んだですね。次からちゃんと相談をしてやってください。

監査委員に文章読解能力がなく、事務局にそれをサポートする事務能力もないことがはつき

りした。その都度総務省に問い合わせをすることをお勧めしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 内容によっては、県や総務省に問い合わせをすることをしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 本件は、監査請求が却下されていなければ、訴訟に発展することはないかと思えます。南国市が当事者としての能力も責任もなく、原状回復の方法について業者に丸投げしてしまったことの、それ以前的意思決定のプロセスに不透明な部分が残ることへの不満はあっても、意見陳述の機会が与えられ、今回の件を南国市が教訓にして、公正な市政運営に役立ててくれる姿勢が見えたなら、絶対に訴訟にはならなかったらと思います。

そういう意味で、監査委員会の罪は重い。適法な監査請求を却下し、地方自治法第242条第6項で保障されている請求人の意見陳述の機会を奪ったばかりに、無駄な裁判費用を使わせ、口頭弁論のたびに優秀な職員の時間を浪費させたことに対する反省の弁はありませんか。

○議長（岡崎純男） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章） 結果としてこのような裁判になったこと、それは却下の理由書に教示をしてありますから、裁判を起こすことができるとしてありますから、裁判になったものと思えます。ただその中で、判断を誤ったから裁判になった、私どもはその時点では別に判断を誤ったとは思っておりませんでしたので、そういう結果になったものと思えます。ただ、今後はそういった今の事例も十分に踏まえながら、十分に検討していく必要があると思いますので、今後はそういったことに努めてまいりたいと思います。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 言いたいことはまだいっぱいあったけど。今回の緑ヶ丘の件は工事の許可は早まった判断でした。住民への周知は業者任せにするのではなくて、南国市の土地の件だから南国市が責任を持って行うべきだった。回復計画も業者任せで言いなりになるのではなく、南国市として主体性を持って原状回復案を示すべきだった。ごめんなさいと言っておれば、監査請求すら出なかったかもしれません。住民は、もはや役所に間違いはないなどと思っ
ていません。むしろ間違いを認めない、過去の間違いを正当化するためにさまざまなごまかしや改ざん、虚偽がまかり通っていることに腹を立てているのだということを認識すべきだと思います。間違いは間違いで率直に謝罪をしないから、話がこじれてむちゃな要件もせないかん

なる、そういうことではないかなと思います。それに輪をかけて、本来は中立公正で、市長部局からは独立した委員会であるはずの監査委員会が、市長部局を擁護するために法律の立法趣旨までねじ曲げて門前払いにし、住民の声に耳を傾けようとしなかった。

最後に、市長にお伺いします。

どう考えても悪いのは南国市のほうだと思いますが、どうでしょう。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 善悪というところがどうかというのは、私もどこまで言えるのかわかりませんが、市長として前市長が思いを持って決定したことでございますので、行政的な処分と申しますか、そういう執行には法的に行ったというところで、法の立てりの中で行ったということであろうと思います。ただ、その進め方、判断というところが、住民の皆様の意思をきちっと聞かなかったというところが一番問題があったと思っておりますので、きちっとその問題は、これから二度と起こらないように認識して取り組んでいくようにしないといけないと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） よろしくお願いをします。監査委員の選任については、ちゃんと人物を見きわめて提案もしてもらいたいなというふうに思います。

次に、部落差別解消の推進に関する法律についてお伺いします。

2016年12月9日、参議院本会議で部落差別解消推進法が成立し、12月16日に公布され、即日施行されました。この法律は、憲政史上初めて部落差別という用語が使われており、画期的な法律の成立であると言えます。何より部落差別の存在を国が認めたこと、国、自治体に差別解消のための責務があることを明記しています。強調しておきたいのは、この法律はかつての事業法の復活ではありません。特定の地域を指定した法律ではなく、部落差別のない社会を実現することを目的とした広く社会に向けた法律であることであります。この法律は理念法であり、地方公共団体に対しては努力規定を課すにとどまっています。しかし、部落差別のない社会を実現するためには、国以上に公共団体の取り組みが重要になります。まず、推進法の制定を踏まえ、市長、教育長の基本認識と見解をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） まず、市長の基本認識ということでございますが、部落差別解消推進法は、中山議員から紹介のありましたとおり、国が現在もなお部落差別が存在することを認めると同時に、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が上げられております。そして、部落

差別は許されないとする認識のもと、国及び地方公共団体の責務を明らかにするなど、今後の部落差別解消や部落差別のない社会の実現を目指す上で、大きな原動力になるものと理解しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別解消推進法の制定につきましては、中山議員がおっしゃいましたように、部落差別が今なお存在することを国が認めたこと、その解消に向けての国及び地方公共団体の責務を規定したことなど、部落差別の解消について大きな前進になるものと認識しております。教育委員会といたしましても、これまで以上に人権啓発の取り組みを強化し、差別を許さない市民意識の醸成に努める必要があると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） ありがとうございます。

法律ができたことは、それだけでも大きな啓発効果を持ちます。法は最も強い社会規範であり、その公布施行そのものが人々の意識に大きな影響を与えます。理念的であっても、法で示された意義は極めて大きいと言えます。しかしながら、法が成立して1年9カ月、この法律への認知が広がっているようには思えません。この法律の意義を住民に周知し、教育、啓発を進めていくためにどのような取り組みが必要だとお考えか、市長、教育長、それぞれお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 広く市民の皆様に法の趣旨を啓発していく手段といたしましては、市広報紙やホームページへの掲載、また庁内研修のほか、例えば今年度は既に計画済みでございますが、スマイリーハート人権講座などの研修会、あるいは人権擁護委員や法務局などと連携しての対象を市民に広げた研修会といった機会をつくる必要があると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 教育委員会では、法の制定及びその趣旨を市民に広く周知することは重要であると認識しております。市長も先ほど御答弁申し上げましたが、ホームページ、広報などのほか、市民向けのスマイリーハート人権講座等、講座・研修などで周知に努めてまいりたいと思っております。また、南国市人権教育研究協議会の活動の強化、学校教育における同和教育を初めとする人権課題10項目についての学習のさらなる強化を図ってまいりたいと考え

ております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） きちんと進めてもらいたいと思いますが、この間南国市の広報、ホームページ、あるいは人権講座等で部落差別解消推進法が成立しましたよという、そういうお知らせを何回しましたか。——1回もしてないろう。どれにも出てないちゃ。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今まで掲載されたことはないと思っております。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 回答自体は本当に上等の回答をもらってます、ちゃんと取り組むんやということで。けど、中身をようよう聞いたら、今まで以上のことは何もしませんよ、これ以上のことはやるつもりがない、何とか言質をとられずに済ませたい、そういうのが見え見えの作文です。そうでなかったら、1年9カ月もの間、一度も広報やホームページでこんな法律ができたき、皆さんもちゃんと知っちゃってくださいね、そういう文章が1回や2回は出てもいいですよ。

それから、これは嫌口やき、これもう別に回答要らんけど。これの自治体によっては努力義務を課すにとどまっているわけやけど、これ2000年4月に施行された地方分権一括法によって、国が制定する法律で自治体を義務づけることができなくなったため、そうなっちゃうわけよ。けど、部落差別のない社会を実現するためには、国以上に自治体の取り組みが重要になってきます。地域の実情に合わせて柔軟に実施する必要があるためです。

そこでお伺いします。

部落差別の問題だけやのうて、女性問題やLGBT、障害者差別、ヘイトの規制、いろんなことでこの16年12月ごろを一つの区切りに、さまざまな人権に対する法律ができました。これらの人権問題を包括する行政窓口はどこなんでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 生涯学習課では、人権教育の推進に関すること、人権行政企画・調整に関すること、人権啓発に関することを所管しておりまして、部落差別の解消を推進することもこの中に当然含まれております。先ほどLGBTの話とかございました。スマイリーハート人権講座は4回講座で行っておりまして、できるだけ幅広い内容でやろうと努めておるところでございます。ただし、南部市民館、中央市民館などの隣保館を所管しておりますのは総務課のほうとなっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 1つには、この16年にいろんな形の人権問題の法律ができたというのは、2020年のオリンピックに向けてということが一つに大きくあると思います。あのヘイトスピーチを外国人の選手がいっぱい来た中でやられたらたまらん、そんな意識も多分働いたんでしょう。しかしながら、それがあるとはいえ、いろんな意味であらゆる差別をなくしていくんやということの法律が整備されたことは、非常にうれしい前進やというふうに思ってます。しかも、かつて南国市議会は、同和対策の終了に合わせて終了宣言を議会として行ってますけども、この法律は事業の客体が、同和対策事業の場合は地域でありました。ところが、差別の解消ってというのはそれ以外のところ、一般社会を客体としちゅうということが一番大きな違いじゃないかなというふうに思います。そういう意味で、単に委員会の生涯学習課だけやのうて、いろんな人権施策を包括する意味で、市長部局の中にそういう担当の窓口が必要だとは思いませんか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今現在は、その隣保館を管理しています総務課が人権全般に窓口となっている担当課でございます。そこの総務課の機能というものをどのようにしていくかということが今求められているのかなという回答になるのかなと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 近隣の自治体では、人権課というところを置いている自治体も数多くあります。南国市の規模で人権課というものが無いというのが、四国、関西で見てもちょっと珍しいのかなというふうに思いますけども。そういうものを整備する御意思はありませんか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） かつては、人権の担当課というのがあったところでございます、それが現在の形になっているということでございます。これにつきましては、今後検討していくことが必要であると思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） ぜひ、前向きに検討をしていただきたい。1年半もほたくるようなことのないように、ぜひその途中経過についても聞かせてください。

次に、法の第4条でうたわれている相談活動の充実や、法第6条の部落差別の実態に係る調査について、隣保館の取り組みが何より重要であることは言うまでもありませんが、隣保館の窓口機能を強化し、課題の発見からしかるべき相談窓口へ誘導する仕組み、隣保館を中心とし

たネットワークづくりを強化していくために何が必要だとお考えか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 相談体制充実のためのネットワークづくりにつきましては、他の市町村の隣保館との情報交換など、県、四国、全国の隣保館連絡協議会を通じた交流を行うとともに、本市におきましては、南国市人権教育研究協議会の活動に積極的にかかわりを持ち、意識の向上に努める必要があると思います。その上で、法務局との情報交換など人権にかかわる機関との連携を常に図っていかねばならないと思います。そして、何より今回の部落差別解消推進法の趣旨を広く知らせ、部落差別解消に向けた一人一人の意識を向上させる必要があると思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） 県や他の市町村と連携して、本法における相談体制の充実や教育、啓発の推進、部落差別に係る実態調査などについて、具体的な施策、財政措置を講ずるよう国に対して強く要望すべきだと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 相談体制の充実や実態調査の実施、またそのための財政措置につきましては、この法律の趣旨を鑑み、全国市長会などを通じて国に要望していくよう、他の市町村と連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 中山議員。

○10番（中山研心） お願いでありますけども、国から具体的にこういう調査研究をなさないと指示がないまで動かん、そういうことではなしに、こういうことを南国市としてはやりたから、財政措置、予算をつけてくれ、そういう要求をぜひしてくださるようお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） 御苦労さまでございます。社民党の今西忠良でございます。通告に従いまして順次一般質問を行いますので、御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、1項目めの自治体選挙管理行政についてであります。

まず、選挙運動用ビラの解禁についてであります。

これまで地方議会議員選挙では、選挙ポスター、選挙カー、選挙事務所や個人演説会の看板

といった掲示物には、氏名や顔写真を掲載することができましたが、印刷物は配ることはできませんでした。しかし、昨年の公職選挙法の改正によりまして、これまでは国政選挙や首長選挙ではありましたが、今回選挙運動用ビラ、証紙の頒布が地方の市議会議員等にも可能になりました。前回の南国市議会選挙から取り入れられました選挙公報、そして今回選挙運動用ビラが解禁となりまして、選挙運動期間中の本番の活動なりその重要性がさらに高まることになろうかとも思います。この法改正について、目的や意義についてまずお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 今回の法改正は、有権者の投票行動に対して選択判断材料を提供する上で、立候補者の政策などを伝える手段として大変意義があるものと思います。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） わかりました。じゃあ、運動用のビラの作成に当たりまして、費用の公費負担についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 公費負担につきましては、現在のところ、まだそういったようにするにはしておりません。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 今のところ、公費負担で行うという考えがないという答弁だと思っていますけれども。公費負担云々の議論をする前に、市の条例にうたい込まなくてはならないのではないのでしょうかというふうに思うんです。現在、公費負担についても条例や規程で決められていますし、公選法の施行令執行規程は第1条から第41条でなっていますけれども、運動用ビラについては今は市長選挙のみが記載をされていますが、この中に市議会議員選挙についても新たに挿入すべきではないでしょうか。その点についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 公費負担となりますと条例に定める必要がございますけれども、既に市長選は先ほどありましたようにビラの配布が可能となっておりますけれども、市長選についてもビラについては公費負担というふうにはしておりませんので、現時点では公費負担という判断には至っておりません。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） わかりました。

この運動ビラが正式に認められるようになったわけですがけれども、これにはもちろんさまざまな制限が設けられていますし、まずは枚数の制限で、一般市での選挙では4,000枚です。そして、配布場所や配布方法というのにも制限がありまして、告示日に届け出をして、証紙を張らなければなりません。証紙ビラを配布できるのは、原則的には街頭演説の場所、個人演説会の会場、選挙事務所、そして一番活用の方法としてできるのは新聞折り込みではなかろうかと思えます。普通のビラを配るようなポスティングとか、あるいは郵送ができないことになっております。先ほど課長答弁にもありましたように、市長選挙ではビラは既に認められていたけれども、公費負担もしていないわけで、その条例規定の中に盛り込んでいないという答弁でしたけれども。市長選挙を含めてこのたび新しい制度が導入されるわけですがけれども、市議会議員の選挙ビラが導入をされたわけですので、やはり作成の費用を、全額でなくても一部負担の公費支出ということは、市長選挙も含めてですがけれども、考えられないでしょうか。いま一度お答えください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） この法改正があったときに、選挙管理委員会でも議論はいたしましたけれども、今のところ公費負担という方向は選挙管理委員会では持っておりませんでしたけれども。なお再度委員会のほうで協議したいというふうに思っています。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） わかりました。ぜひとも前向きな方向で検討いただけたらと、このように思います。

次に、2点目の選挙と投票率についての質問に移ります。

まず、9月1日における定時登録の有権者数をお聞かせください。そして、そのうちで18歳、19歳の有権者は何名になるのでしょうか、お知らせください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 平成30年9月1日現在の本市の選挙人名簿登録者数は、男1万8,757人、女2万1,177人で、合計が3万9,934人です。このうち、18歳は526人、19歳が512人です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。南国市の全体の人口も減少はしておりますし、高齢化は進んでいるわけですがけれども。一昨年からは18歳以上の投票権ができたわけですが

れども、南国市の場合初めてではないかと思えますけれども、4万人を切ったという有権者数になりましたし。18歳、19歳においても、大体当初からも1,000人ちょっとという数字でしたけれど、今回18歳、19歳で1,038人という数字をお聞かせをいただきました。

それでは次に、投票率の向上等について、今日までも日常的にもさまざまな選挙ごとに啓発活動や取り組みがされてきました。なかなか努力が報われない実情にあり、投票率は下がる一方でもあります。ことしは中間選挙が非常に高知県も多くて、全体的に市議員選挙の投票率は下がりました。ちなみに、香美市が53.97、香南市で52.77、土佐市で58.77、安芸市で52.61という、やっと50%を超えるというような現状が県下に見られる投票率なわけですけれども。この中でこの間8月には土佐清水市の市議会選挙があったわけですけれども、ここも下がってはいるんですけれども75.06%という、これは高いといたらいいんでしょうか、投票率でありました。今日までさまざまな啓発や取り組みをしてきたと思えますけれども、その実情についてお答えください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 投票率向上に向けての啓発につきましては、南国市明るい選挙推進協議会の御協力をいただきながら取り組んでおりますけれども、まず選挙期間中につきましては、量販店でのポケットティッシュを配布しながらの啓発活動、また投票日当日には広報カーを運行して、街頭での広報活動を実施しております。また、選挙期間中以外では、県選管や高知県の明るい選挙推進協議会と連携した市内の高等学校での模擬投票、さらに小中学生に対しては、学校を通じて選挙啓発のポスターの募集などをお願いしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 啓発やいろいろな取り組みをさまざまな角度でお答えをいただきましたので、それがさらに生かされる活動に鋭意努力もしていただきたいと思えます。

投票率と投票というのは大変重要な有権者の一票の権利を行使をするわけですけれども、高知県は女性参政権の発祥の地と言われております。自由民権運動の中心的な存在でありました立志社の活動に賛同しながら、立志社の演説会やいろいろな催し物があるときは必ず参加をし、民権家の面倒を見たりするなど、民権ばあさんと呼ばれた楠瀬喜多さんです。男女同権を提唱しながら、女だからという理由で選挙権がないのはおかしいということで訴え続けられてきました。喜多さんの訴えから2年後の明治13年、1880年ですけれども、女性の選挙権、被選挙権を全国で初めて認めて行われたのが土佐郡上町町議会議員選挙であります。この誇れるべき歴

史の偉業をしっかりと受け継ぐことも大事だろうと思います。

次に、18歳選挙権における若者の政治教育についてであります。

若者の政治離れや政治に対する無関心さといったことが社会問題にもなっております。国や社会の問題をみずからの問題として捉え、みずから考え、みずからが判断をし、行動をしていくということが大事ですし、主権者を育てる主権者教育の充実がますます重要になってきていると言えます。政治的中立性や主権者意識の向上への取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 政治教育というほどではないかもしれませんが、当選挙管理委員会では、本年度「18歳のあなたへ、選挙に行ってみよう！」という小冊子を作成いたしました。こういったものですが、小冊子を作成いたしました。この中身でございますけれども、選挙ってなに？から始まりまして、選挙の意義や選挙に関する情報収集の仕方、あるいは主権者として選挙に少しでも興味を持っていただくような内容にしております。これを、新たに18歳に到達して選挙人名簿に登録された方にお送りするよういたしました。なお、義務教育につきましては教育委員会のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 政治教育につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

中学校社会科の学習指導要領では、主体者として持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められると明示されております。このことを踏まえまして、中学校の政治教育は、生徒に投票権を持つ国民としての政治的判断をする力を養い、選挙を初めとする政治に参加することについての自覚を深めていくことが重要であると考えております。具体的には、模擬選挙の授業を通しまして、政治への関心を高めるとともに、自分の意見を発信させたり他人の意見を聞いたりするアクティブ・ラーニングの授業を取り入れながら、課題を解決する力を養いながら、政治教育の理解を深めていく活動などの実践が行われております。学校教育では、特定の政党のことを教えたり、教師の思想を伝えたりすることではなく、政治や社会への関心を伸ばし、政治的中立性、そして主権者意識を持った児童生徒の育成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。それでは、次の質問になります。

次に、期日前投票についてお尋ねをしたいと思います。

期日前投票につきましては、投票の回を重ねるごとに増加をしております。今後もその傾向は変わらないと思いますし、期日前投票場所の拡充ですが、以前私の質問に対して、南国市でも投票所の増設については具体的に検討しなければならない時期と状況になっていると考えております、との答弁でありました。この件について、進捗をしてきたのかお答えを願いたいと思います。

また同時に、現在の市の期日前投票所は市役所4階の選挙管理委員会の隣の部屋を使っていますけれども、非常に狭く手狭です、はっきり言って。この場所では投票には余り適さないとと思いますが、投票所の改善と変更についてもお考えがあればお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 期日前投票の投票所の改善につきましては、御指摘のとおり、回を追うごとに投票者がふえております。昨年の衆議院総選挙では、台風の影響もございましたけれども、投票日の二、三日前から急激にふえて、最終の土曜日には投票するまでに相当の時間お待たせしたというような、大変御迷惑をおかけしたということがございました。まず、投票所の改善につきまして、御指摘のありました今現在の4階の第1会議室が本当に手狭な状態になっております。来年執行予定の選挙に向けまして、現在投票所の場所の見直しを検討しているところでございます。なお、投票所をふやすというようなことについては、それよりも先に、今現在の投票所をどこに持っていくかということをもまず最優先に改善を図りたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市役所4階の期日前投票の場所の関係、検討はしたいという答えだったと思うんですけども、この庁舎内でそういうスペース、キャパがあるかどうか、あればお答えを願いたいと思いますし。期日前投票もうはっきり言って、量販店の活用で設置をしていくことにも踏み込んでいくべきではないかと思っておりますけれども。これには選挙の日程との兼ね合い、あるいは今回はやったけど次はやらないというような形では、非常に有権者、市民にとっても戸惑いを与えるわけですけども。やはり場所とスペースの確保をきちりと前提にしていきながら、期日前投票の拡大、拡充をしていくことは緊急の課題だと思いますが、その辺についてあわせて。巡回、移動投票ということも考えられないわけではないんですけども、

投票管理者とももちろん立会人、事務従事者も必要なわけですけれども、これにはマンパワーと
いうか人の確保の問題もあるかと思えますけれども。これもやはり積極的に今こそ踏み込んで、
やる気の中で進めていかななくてはならないと思えますけれども、改めてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） まず、投票所ですけれども、期日
前投票につきましては、やはり庁舎内での投票所の設置というのをしたほうがいいということ
で、具体的には大会議室でありますとか、5階の委員会室でありますとか、なかなかずっと確
保するのが難しいですけれども、地下の第3会議室を使ってはどうかということで、実際に設
置してみて検討しました。それで1回やってみようかなというような、今現在委員会の考え方
になっております。国政選挙につきましては、その隣に第2会議室がありますが、そちらのほ
うも使用してというようなことを今検討しております。

それから、量販店等について、これまでも御答弁申し上げてきましたけれども、選挙日程が
急に決まる昨年の選挙なんかは、市長選にしろ総選挙にしろ急に決まって、日程が急に決まる
とそこの投票所のスペースを確保するというのがなかなか困難、具体的には市内の量販店とい
いまして、そういうスペースがある量販店というのは限定的になってきますけれども、先に
催事場として予約が入っているととれなくなるというようなことがあります。

今、今西議員言われましたように、選挙ごとに今回はできた、今回はできないというのものな
かなか有権者に対して周知が難しくなりますので、こういった形がとれるかというのはなお検
討していきたいというふうに考えております。

それからもう一点、移動投票ということも言われましたけれども、移動投票につきましても、
これまでも委員会のほうで検討してまいりましたけれども、どういうふうな運行の仕方をする
とかいうことも含めて、なお検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれ答弁をいただきました。

それぞれに、非常に困難性が大きいかとは思いますが、喚起をしていく上で積極的な
姿勢と努力もやる気にかかっているとしますので、そういった意味で、投票率の向上について
もいろんな角度で取り組みを積極的に進めていただきたいと思います。

次に、選挙のしやすい環境づくりについてですけれども、市議会議員選挙や市長選挙などは、
普通1票を投じる1回きりの選挙であります。しかし、国政選挙等では複数回投票しなければ
なりません。今、市内には45カ所の当日投票所があるわけですけれども、投票の間違いを避け

るために、1回ずつの投票のできる投票所をお伺いをしたら、45のうち五、六カ所ということで私は少し驚いたんですけれども。これにはキャパというかスペースの問題もあるわけですが、これは投票者、有権者に対して余りにも不公平な扱いと言わざるを得ません。投票所の変更も含めて改善すべきではないかと考えますけれども、この点について1点。それからよく言われるのが投票所に入りづらい、かたい、敷居が高いなどとの声をよく耳にするわけですが、ソフトなムードもつくることも含めて、花を置いたりとか、絵画の一つを飾るとか、音楽は静粛な場所ですのでそぐわないかもしれませんが、またその場所が、鑑賞する場所ではありませんけれども、投票所に入りやすい雰囲気づくり、環境づくりというものもしっかりと皆さん知恵を出して考えていくべきではないかと思いますが、このあたりについてお答えください。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） まず、国政選挙における投票の2度交付という部分ですが、これまでも村田議員からも御質問があつてお答えもしてまいりましたけれども、投票所のスペース的な問題等もあつて、なかなかその拡大に至ってないというのが現状でございます。投票所そのものの見直しが必要になってくるようなこともあるのかなというふうに考えておまして、常に検討はしておりますけれども、なかなか拡大には至らないというのが現状でございます。

それから、投票しやすい環境づくりということでございますが、投票所というのは静寂である必要もあるということで、それから余計なものを掲示したりするわけにもいきませんので、なかなか難しいと思いますけれども。どういった手だてがあるのかというのを、余り今まで実際検討しておりませんので、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

選挙の関係は以上で終わりたいと思います。

続いて、2項めの教育行政に移ります。児童生徒のいじめ防止対策についてであります。

2013年、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定、施行されました。各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務づけられました。そして、現在でもなお、いじめは喫緊の課題となっております。国においては、いじめ防止基本方針が見直され、重大事態調査のガイドラインも公表されました。こうした流れの中で、市教育委員会や学校現場では、法制定後、また施行後どのような取り組みを進めてきたのか、まずお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 南国市では、国のいじめ防止対策推進法に基づきまして、県、学校、地域住民、家庭、その他関係機関と連携しながら、それぞれが主体的、積極的に取り組み、市民ぐるみでいじめ防止等のための対策を総合的、効果的に推進できますように、南国市いじめ防止基本方針を策定、また改定したところでございます。また、市内各小中学校におきましては、南国市いじめ防止基本方針を参酌しまして、学校が取り組むべきいじめ防止基本方針を策定し、学校におけるいじめ防止等を推進する体制づくりに取り組んでいるところでございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

それでは、次の南国市の小中学校でのいじめの実態把握はどのようにされていますか。また、どのように捉え、どう認識をしているか、件数も含めてあわせてお答えください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） お答え申し上げます。

平成29年度の南国市におけますいじめの認知件数ですけれども、小学校171件、中学校77件でございました。平成28年度の小学校33件、中学校44件と比較しますと、小中学校とも認知件数は増加しております。これは、けんかは除くとされていましていじめの定義が変わるなど、いじめの該当範囲の拡大やいじめの認知についての考え方が変わったことが大きく影響しているものと考えてございます。文部科学省では、法律上のいじめに該当します事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであるという考え、いじめの認知件数が多い学校は教員の目が行き届いているあかしでもあると言われておりますように、南国市の認知件数の増加は積極的な認知であり、各学校の早期発見、早期対応につながっているものと認識しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。認知件数といいますか、いじめの数が小学校で171件、中学校で77件と、平成28年度よりはふえているということですがけれども、少し違和感を感じたんですけれども。いじめの定義が変わりました、それから該当範囲も拡大したということでこの数字になったということですがけれども。逆に今の答弁を聞きますと、教職員の目が届くようになったあかしだと、それから、積極的に触れ合う、対応しているということで、評価に値すればいいことかなとは思われます。

それでは次に、3点目の2011年10月には大津市でのいじめ自殺事件、同じく2015年7月には岩手県矢巾町でのいじめ自殺事件が起きました。これらの教訓を南国市としてどのように生かされてきたのでしょうか。そして、2015年9月1日、香長中でのいじめも一要因とされた自死からちょうど3年が経過をしました。これは法施行以後の自死であります。自死を防げなかった理由、取り組みについてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 今西議員も御存じのとおり、南国市調査専門委員会の報告書の再発防止、予防のために臨むこととしまして6つの提言がなされております。その子の体験を理解し、自死の背景要因につながるサインに気づき、かかわり続ける体制の強化。それと子供にとってのゲートキーパーとなり得る支援者を見つけ、子供を守る支援ネットワークの構築。そして必要な専門機関に確実につなぐ支援体制の構築、などが上げられております。南国市教育委員会としましては、調査専門委員会からいただきました御提言をもとに、再発防止、予防のために徹底したゲートキーパー養成研修等の教職員研修並びに児童生徒への自殺予防教育の徹底に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 教育次長から答弁をいただきましたけれども、香長中での自死について防げなかった理由というのが、ちょっと僕はいまいち理解ができませんでした。調査報告書の38ページに支援体制について触れられております。この中では、必要な専門機関に確実につなぐ支援体制の構築に欠如があったのではないかということで、今回自殺未遂が見られた後、御家族も含め先生たちからさまざまなサポートがされましたが、スクールカウンセラーにつなぐことができなかったということがありました。本人の意思もあり、つなぐことが難しかった状況もうかがえます。一方では、支援を求めることの苦手な子供の場合、なかなか助言されても誰かに話してみようという気持ちにならなかったのかもしれない、ということで、手が足りなかったという面も見受けられるのではないのでしょうか。

いじめの被害の重大性等から、さらに長期的な期間がやはり必要であると判断される場合が出てくるわけで、こうした場合、学校では相当の期間を経過するまで被害、加害児童生徒の様子を含めて、状況を継続的に注視をしていく必要も当然出てくると思います。いじめが解消している状態であっても、それは一つの段階にすぎないわけで、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえてはならないと思いますし、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒についても、日常的に注意深く観察をする必要があると思います。つまり、もう終わっ

た、大丈夫と思っても、継続的に見守っていくことが、いじめ再発防止と、さらには自死への道を防ぐ大きなポイントになるのではないのでしょうか。この点についてあれば、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） まさに、今西議員さんがおっしゃるとおりでございます。やはり継続的な、そしてそれはしっかりとした連携、それからつなぐというキーワードをもとに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、意識改革について質問をします。

今回、法の改定はいじめの未然防止、早期発見に重点を置いています。このため、けんかやふざけ合いがいじめに当たるかどうか、いじめへのきっかけになるかどうかを、より一層丁寧に把握することを求めています。今まで、けんかやふざけ合いはその場で指導したり、解決をし、いじめの扱いとなっていなかったと思います。今後は、人間関係の経緯や事象のたびに、学校また学校外での様子など継続的に情報を収集をしていかななくてはならないと思います。そのためには、意識をせずに行った言動、衝動的に行った言動、故意に行った言動というような詳細な段階で設定をして把握をしていくべきではないのでしょうか。こういった観点から、意識改革はどのように取り組まれていますか、お答えください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問のいじめ防止に対します意識改革ですけれども、各学校ではまず道徳の授業、それから児童会、生徒会を中心にしましたいじめ防止宣言等の活動を行っております。児童生徒が主体となって、いじめは絶対に許さないという学校文化をつくっていくことが何より大切ではないかと考えております。そして、こうした活動を学校だけの取り組みではなく、保護者や地域の皆様にも発信しながら、地域ぐるみでのいじめ防止の機運や風土を盛り上げること、これが何よりも児童生徒の意識の醸成にもつながっていくものではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、いじめの謝罪の件なんですけれども、いじめ解消の第一の要件である、いじめにかかわる行為がやんでいるということは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行動がやんでいるとかとまっている状況の期間を指すと思いますし、3カ月という一つのめどもあろうかと思いますけれども。いじめは謝罪をもって解決したことには決

してならないと思いますが、この点についてのお考えと見解をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 今西議員さんおっしゃるとおり、まさに私も同感でございます。謝罪をもって解決ではなく、いじめの本当の意味での解消状態とは、いじめに係る行為がなくなること、被害者児童生徒が心身の苦痛を感じなくなること、少なくともこの2つの要件が満たされる必要があると考えております。しかし、このことはあくまでも一つの段階にすぎませず、いじめが再発する可能性も十分にあり得ることを踏まえまして、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒につきまして、日常的に注意深く観察をし、見守りながら継続的なフォローが不可欠だと考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、いじめの情報には瞬時に対応することが大事ではないかと思えます。いじめ防止対策推進法の第23条の1では、児童が在籍する学校への通報、その他の適切な措置をとるものとされております。学校の教職員は、いじめを発見した場合、また児童生徒、保護者等からいじめに係る相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対して、当該いじめに係る情報を報告をしたり、同時に学校の組織的な対応につなげていかななくてはならないと思いますが、この点についての対応をお答えください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） いじめが認知できました場合は、その日のことはその日のうちにとという合い言葉で、必ず翌日には持ち越さないように、その日のうちに対応することが大前提だと考えております。そのためには、得た情報を必ず管理職にすぐに伝えること、つまり情報をいち早く組織化し、組織的に対応できるようにすることが重要だと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次に、学校いじめ防止基本方針には、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりにつながる活動、早期発見ももちろんそうなんですけれども、それらに対する事案対象マニュアルの実行など、さまざまな取り組みを設定をされております。そうした観点から、いじめのない学校づくり宣言をしていくことも求められているわけなんですけれども、この件についての取り組みをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するためには、児童生徒が、先ほども申しあげましたように、児童会、生徒会活動を通して自分たちでいじめのない楽しい学校をつくるんだという自治的で主体的な活動を広げていくことが大切だと考えております。このいじめのない学校づくり宣言も、こうした学校の全体の取り組みとしまして、各学校の児童会、生徒会が中心となって宣言文をつくり、表明している取り組みの一つでございます。また、児童会、生徒会のいじめ防止に係る取り組みや、児童会、生徒会いじめ防止サミット、いじめ撲滅キャンペーン等、他校の子供たち同士の交流も、価値観の共有や刺激となり、さらにいじめ防止の機運を高めることにつながっていることと思っております。

12月8日土曜日には、平成30年度南国市児童会生徒会交流会をスポーツセンターで開催いたします。いじめ防止への児童生徒交流会を行いますので、ぜひ議員の皆様にも御参加いただければと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、ネット上のいじめの問題への対応と対策についてであります。

ネット上のいじめは、外から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため、児童生徒が安易に行動に移しやすい一方で、一度インターネット上に拡散をした画像や動画等の情報を消去することは大変困難であろうと思っております。この観点から、どのような指導や対策がされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） インターネットを利用したいじめの認知件数につきましては、平成29年度は小学校2件、中学校10件でございました。近年インターネットを利用したいじめは潜在化しやすいという性質上、実態把握が極めて難しく、現在こうして把握できている件数も氷山の一角であると考えるのが妥当であると認識をしております。そのため、学校は保護者と連携し、インターネットによる犯罪被害を防ぐための防犯教育、そして情報モラル教育を授業や学校行事に位置づけ、取り組んでいるところでございます。また、高知県教育委員会や警察とも連携を図りながら、ネットトラブルの防止に一層努めていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。件数は少ないように伺いましたけれども、

非常に中が深くて、潜在性が非常に多いものと思われます。一つの行為が、いじめの被害者にとどまらず、学校や家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、あるいは人権侵害にも当たるなど、深刻な影響を及ぼすことを十分に理解をさせていかななくてはならないと思いますし、そうした面では生活指導や、あるいは年間計画を設定して取り組んでいくことが重要だろうと思しますので、その点もしっかり踏まえていただきたいと思ひます。

次に、いじめは新しい集団が形成されたときに起こりやすいとも言われてます。特に、小学校5年生、中学校では1年生の部分で深刻化をするケースが多いと言われております。これらの学年では、スクールカウンセラーとの全員の面談ができたなら一番いいわけですが、そうしたことでいじめの予兆を発見をする効果的な取り組みをしていかななくてはならないと思ひますけれども。いじめ防止対策にスクールカウンセラー等の活用が大変重要だと思ひますが、その手だて、方策についてお答へください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど申し上げました南国市調査専門委員会の報告書の3つの提言の中にも御提言がありましたように、必要な専門機関に確実につなぐ支援体制の構築につきましては、今西議員さんがおっしゃいましたとおり、スクールカウンセラー活用は大変重要であり、いじめ防止対策のキーパーソンでもあると考えております。学校は、スクールカウンセラーと情報共有を図りまして、つなぐべきお子さんにしっかりとつないでいけるように取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 先ほどのお答へとも関連をするわけですが、次にいじめの対応は、被害児童生徒や保護者の心に寄り添いながら、信頼関係を構築することが一番第一義だろうと思ひます。この点についての取り組みを含めてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） まさに、学校教育は信頼関係が基盤だと考えております。信頼関係なくして教育の充実、発展はないものと考えております。常に、学校は深い愛情で子供たちに寄り添いながら信頼関係を築く、そうした日々の積み重ねを何よりも大切にしていかなければならないと考えております。大切な人の悩みに気づく、支える、まさに教職員一人一人がゲートキーパーとしての役割を自覚し、傾聴の気持ちとコミュニケーションを大切にしながら、信頼関係の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次には、調査は学校だけでは判断しないことということも当然のことだろうと思います。訴訟や争いへの対応を直接の目的とするものでは当然ありませんし、調査については事案の全容の解明や、同種の事態を発生することを防止をしていくものが大前提になろうかと思えますし、調査の関係について御見解をお示してください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） いじめや不登校等生徒指導に関します情報につきましては、日々学校から報・連・相としまして報告、連絡、相談を受け、教育委員会事務局内部でも情報共有を図っているところでございますが、そうした生徒指導に関します調査も定期的に行い、文書報告も学校からいただいているところでございます。報告書は、担当指導主事だけでなく、まず複数の指導主事等でチェックを行うとしまして、確認をした上で、詳細について再度学校に聞き取りを行ったり、訪問しまして状況確認を行ったりと、教育委員会としましてもぬかりがなく状況把握ができますように努めているところでございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） いじめの件で最後になるわけですけれども、いじめの根絶の校風をつくることも非常に大事であろうと思いますが、この件についてはどのような見解とお考えがあるかお示してください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど来御答弁申し上げたことに重なるかもわかりませんが、いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するためには、児童生徒が児童会、生徒会活動を通して、自分たちでいじめのない楽しい学校をつくるんだという自治的、主体的な活動を広げていくことが大切だと考えております。そうした学校風土を保護者や地域の皆様にも発信しながら、地域ぐるみでの取り組みの輪を広げることによりまして、いじめ根絶の確かな校風づくりに取り組んでいかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。

いじめの根絶の校風をつくるということは、先ほども言いましたように、いじめは謝罪をもって終了した、解決したという対応では、全く不十分だと思います。保護者の協力を得ながら、加害者に対し個別に指導を行う、いじめの否に気づかせるということもそうですし、被害者の児童生徒への謝罪の気持ちを醸成をするということも大事だろうと思います。そこにサポートとしてスクールカウンセラー、あるいはソーシャルワーカー等の専門家、児童相談所とも連携

を図りながら、再発防止を徹底していくことが極めて重要だと、このように思います。

また、被害児童生徒、保護者が希望する場合には、就学校の指定を変えとか、あるいは区域外の就学等に弾力的な対応をすることも大事だと、このようにも思いますし。いじめ再発防止策は、定期的ないじめ防止の指導や全教職員による継続的な見守り、保護者、地域との連携等によるいじめを根絶をする校風を全体でつくっていくということが非常に大事だろうと、このように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、不登校児童生徒への支援についての質問に移ります。

小中学校の不登校児童生徒数は、2001年、平成13年で約13万9,000人に達して以降、現在も高い水準で推移をしております。依然として大きな課題であります。学校においては、これまでもさまざまな取り組みをされてきたところですが、一向に減らない不登校への対応のため、近年、国においてさまざまな施策が打ち出されていますし、教育機会確保法も施行をされました。不登校の定義を踏まえると、年間30日の欠席という目安があるんですけども、この目安にかかわることなく、学校の設置者または学校の判断により迅速に調査に着手をしていく必要もあろうかと思えます。不登校の重大事態とは、またそれをどう判断して対応されているのか、まずお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の不登校重大事態の件でございますが、文部科学省の不登校重大事態に係る調査の指針にも示されておりますけれども、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間、目安としましては年間30日、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合を、不登校重大事態と示されております。その判断におきましては、内容を吟味しまして学校または市町村教育委員会が判断することとなっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。それで、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因がほかにもいっぱい考えられると思いますし、そうしたことを重大事態の発生と捉えて調査が行われることが求められると思いますけれども。重大事態が発生したときの対応等について、どうされているのかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

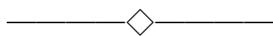
○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 重大事態が発生したときの対応としましては、迅速に学校または教育委員会が、対象児童生徒、保護者、教職員を対象にしました聴取による調査

を実施してまいります。この調査は、不登校重大事態に係るいじめの解消と、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的としております。校内の日常の様子や教職員、児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえまして、原則としまして学校が調査に当たることとしております。学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると教育委員会設置者が判断した場合には、教育委員会のほうでその調査を実施することとしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時1分 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。21番今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 午後にまたがりましてけれども、引き続き質問をさせていただきます。もう少しの時間をいただきたいと思います。

それでは、南国市の小中学校における児童生徒の不登校の現状と件数、人数等についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 現在の不登校の現状と件数でございますが、30日以上欠席しております不登校児童生徒につきましては、本年度1学期現在の件数でございますが、小学校4名、中学校30名となっております。御家庭とも連携を図りながら丁寧な個別指導に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。本年度1学期現在で不登校の子供は小学校で4人、中学校で30人ということで、中学校が多いようにも感じますけれども、34名の方は病気や家庭の事情等もあるという理由ですので、全てが不登校ではないというようなお答えだったと思います。少し不登校児童生徒の現状、実態についてお話をしたいと思います。

長い夏休みが終わり、特に始業式となる9月1日は危険な日と言われてもいるようです。学校にとっても、はらはらする日と時間ではないでしょうか。夏休みは、友達と楽しい日々を過ごしてきました。さあ2学期の始まり、行く、行かない、行きたくない、子供たちも葛藤の日

々ではないでしょうか。9月の登校日の数日間、学校に来ない子供たちの調査はされていますか、お答えをしていただきたいと思います。

不登校は決していいことではありません。しかし、不登校も自分を守る一つ的手段だと言えます。不登校の子供に対して、だめな子だ、いかん子というような風潮が学校にも社会にもまだあるのではないのでしょうか。不登校の子供に対しては、なぜ不登校になったのかしっかりと分析をすることも大変大事なことでないのでしょうか。そして、どういう支援が要るのか十分見きわめ、対応すべきだろうと思います。登校を強く求め、強要していくことだけが最善とは言えないのではないのでしょうか。強要することで子供にさらに萎縮をさせ、追い詰めていくことも考えなくてはならないと思います。心を開いてもらえる粘り強い支援とサポートが要ります。何といたしても、一番は担任の先生がしっかりと向き合うことが最も大事ではなかろうかと特に私は感じます。

学校は、本当に日々さまざまな教育活動に取り組んでいます。各教科の授業改善や体力向上、道徳教育、特別支援教育、防災教育、情報モラル、伝統文化への理解、主権者教育、さらには2020年のオリンピックやパラリンピックの教育もあろうかと思いますし、生活指導、進路指導、学校には多くの行事もありますし、部活動、校内研修、それから地域や保護者との会議やいろんなものがたくさんあろうと思います。初めから多忙化の中で、時間がない、とれないで済まさないで、本当に子供の立場に立った接し方と指導が子供を守るのではないのでしょうか。子供たちは自身で生きる力を求めていますし、蓄えていると言えます。そんな子供だと自死への道も選ばないし、強い子供だとも信じていますし、逆に言えばとても偉いことだと私は感じております。このようなことについて、熱い思いをいま一度お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 調査につきまして、本年度は2学期9月3日から始業されたわけですけれども、文書によります調査というのは行っておりませんが、子供たちが学校に不安を持ったり、それから8月の夏休みから2学期へ少しでも障壁を取り除こうという取り組みとしまして、中学校は体育祭の練習を8月の終わりから持ってきてまして、午前中に体育祭の練習をし部活動、そして9月3日の2学期へというふうにスムーズな登校ができるような配慮も行っております。小学校では、加力学習を設けまして、夏休みの宿題ができていない児童生徒につきましても、少しサポートしたりしながら、少しでも2学期への不安と障壁を取り除くような対応もしております。また、学校に心配される児童生徒で、先ほど申しました34名も当然そうですけれども、心配される児童生徒、学校に来ない児童につきましても、学校

は確認しましたところ、事前に連絡をしたり、家庭訪問をしたりしながら御家庭と連携し、児童生徒の不安の解消と障壁の解消に努めているという取り組みをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

不登校にはさまざまな要因や背景があることから、教育のみならず福祉や医療等の関係機関が相互に連携をした協力の中で、中・長期的な視点で一貫した支援や協力をしていかななくてはならないと思いますけれども、学校には児童生徒理解・教育支援ノートを活用した支援もされておると思われますが、その取り組みとどういうものなのかお知らせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育支援ノートを活用しまして、支援が必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握すること、それから当該児童生徒の置かれた状況を医療機関や福祉機関、関係協力機関などに情報を共有するために、組織的、計画的に支援を行うこともあわせて、そうした目的で教育シートを活用しているところでございます。南国市でも、幼保・小・中・高と引き続き連携がとれますように、このシートを活用しまして、心配される児童生徒の必要な支援や配慮に役立てているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） わかりました。学校や担当者がかわっても、不登校児童生徒一人一人が受けてきた支援が引き続き一貫して行われる環境を整えていかななくてはならないと思いますし、そのことによって何といたしても共有化、一元化が図られていくのではないかと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

次に、不登校が生じないような学校づくりとは、どういうことを想定をした学校経営なり学校運営を進めていかれてるのかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 不登校児童生徒への支援に関する最終報告の中にもございますが、不登校を生じないような学校づくりとは、魅力あるよりよい学校づくり、いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり、3点目は児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施ができる学校づくり、保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築のある学校づくり、それから将来社会的自立に向けた生活習慣づくりのある学校づくり、こうした5つの視点が重要であると御提言をいただいております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、不登校児童生徒に対する効果的な支援というのは、さまざまな角度で行われておるとは思いますけれども、どのような対応を図っていくべきなのかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 効果的な支援とは大変一番難しい問題だと考えますが、すぐに解決するというような効果的な支援とか特効薬というのは大変難しいものと考えておりますが、当該児童生徒にまずは共感し、傾聴し、寄り添いながら、その子のスピードに合わせた自立を支援していく必要があると考えております。可能性を信じ、一人一人の能力、適性、興味、関心等に応じた柔軟な教育を施しまして、長い目で児童生徒を見守っていく。その中で保護者の方々におかれましても、一人で悩まずに教育・医療・福祉機関等さまざまな機関を御活用いただきながら相談をしていただき、みんなで支援していくという環境づくりが何より必要ではないかと考えておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） それでは、最後の質問になるがですけれども、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保と手だてについては、教育支援センターやら、あるいは不登校特例校もありますし、フリースクールなど民間施設やICTを活用した学習支援などさまざまな方策があろうと思います。多様な学習活動の実情を踏まえて、環境改善と整備を図っていかなくてはならないと思いますが、その手だてと取り組み等についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 南国市では、不登校の状態にございます児童生徒に対しまして、主体性を重視した体験学習を通じて心の居場所をつくり、集団生活への適応と自立を促すための援助や指導をすることを目的としまして、適応指導教室、ふれあい教室というのを開設してございます。また、不登校、いじめ等により教室に入ることが困難な児童生徒に対しましては、個別対応や家庭訪問による学習支援等を行います不登校等学習支援員、そして児童生徒の放課後及び長期休業期間に補充学習等を支援する放課後学習支援員等を配置するなど、不登校児童生徒が教育機会をさまざまな形で確保できるように努めているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

少し僕、学力テストについて触れてみたいと思います。学力テストがスタートして10年は超したんじゃないと思うんですけども、学力テストの本来の姿は、子供たちのつまずきや個々の弱いところを見つけるためのものであろうかと思います。しかし実際は今では、競争であり、順位づけであり、比較と差別の何物でもなくなっているんじゃないでしょうか。数値で人の価値を決めるというふうにもなっていないか危惧もされますし、そして個人の人間性や人格までも否定をされるような形になっては決していけないと思いますし、そうした面も危惧される面は多々あるのではないかと、このようにも思います。

さて、学習支援等についてお答えもいただきました。南国市でも、生活困窮世帯の中学生、高校生、その他を中心に学習支援事業が積極的に行われてますし、平成29年度の実施日が241日と、延べ人数は1,417人となっています。成果も非常に生まれてますし、高校進学率も100%に達したとのことで、大変うれしい状況で推移をしているんじゃないかと思います。また、このような事業では高知市もさまざまな取り組みをして、先進事例にもなっておると思いますけれど、高知市はチャレンジ塾で、中学校2校に1つぐらいのところを開いているように伺ってますし、この取り組みに学ぶところも多々あるのではないかと、このようにも考えております。質問といたしますか、こうした取り組みを再度、思いもあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 不登校児童生徒の環境整備や、それから学習支援というのは本当に本市の大きな課題でもありますし、先ほど今西議員おっしゃられましたように、先進事例や夏季休業中にも著名な先生をお呼びしまして、関係教職員と一緒に研究もしたところでございますが、そうした講師等を含めまして、先進事例などたくさんの事例を集めながら、積極的にいいところを学ばせていただきまして、活用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。それぞれ丁寧な答弁をいただきました。

これで私の一問一答による一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡崎純男） 4番山中良成議員。

〔4番 山中良成議員発言席〕

○4番（山中良成） 議席4番の山中良成です。一般質問2日目となり、質問が重複するところがあるかと存じますが、よろしく願い申し上げます。

まず、平成29年度決算についてですが、一般会計、特別会計を合わせた当年度の決算状況は、歳入341億6,420万2,000円、歳出329億3,499万7,000円で、前年度から歳入は13億9,079万3,000円、歳出は15億6,083万3,000円の減少であり、一般会計の決算状況では歳入216億2,183万1,000円、歳出208億6,473万9,000円で、前年度から歳入で11億6,268万3,000円、歳出で11億5,403万1,000円の減少であります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億5,709万2,000円、翌年度に繰り越すべきだった財源1億8,258万4,000円を差し引いた実質収支は5億7,450万8,000円の黒字であったが、基金の取り崩しを行ったため、実質単年度収支は3億9,724万6,000円の赤字であると決算意見書にも記載されております。

地方債残高が平成28年度では184億6,290万8,000円でしたが、平成29年度末で188億2,470万1,000円となり、3億6,179万3,000円増加しており、昨年度同様増加しております。このまま増加するのであれば、財政が硬直化する可能性があると思います。この増加する原因をお答えしていただき、その改善策につきまして財政課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 山中議員さんからの地方債残高が増加している原因と改善策につきまして、答弁させていただきます。

平成29年度の一般会計地方債発行額は20億6,301万1,000円に対しまして、公債費の元金償還額は17億121万8,000円となっております。このため、差額の3億6,179万4,000円が地方債残高の増となっております。この増の中身なんですけど、平成29年度の増加分のうち約2億7,000万円は交付税算入率100%の臨時財政対策債でありまして、実質的には昨年度行いました給食センター整備等による1億円足らずの地方債残高が増加していると言えらると思います。これまでの財政健全化により、平成25年度まで公債費の償還元金が20億円以上ありましたが、本年度は17億円を切るまで改善されております。以前でありましたら、地方債の発行額は20億円でも残高はふえなかったのに、本年度同額の借り入れをすると3億円以上残高がふえるといった状態になります。地方債残高をふやさないとすると、毎年償還元金以内の発行しかできないということになりますけど、そうしますと年々普通建設事業費を削減し続けるしか方法としてはございませぬ。財政状況が改善された中で、一定は残高がふえるといたしましても、市民サービスの向上のため公共投資を行うとともに、財政健全化の相反する課題におきまして、バランスのとれた、今の状態はある程度バランスがとれているというふうには認識しておりますので、この状態を維持していくことが望ましいと考えております。

今後も、臨時財政対策債以外につきましては、交付税措置率の高い有利な市債の発行に努め、

財政の健全化を図っていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 確かに、起債しないと普通建設事業費を削減しなければなりません。しかしながら、地方債をふやし続け、また財政再建準用団体になってしまったのでは意味がありません。だからこそしっかりとした計画を立て、これ以上起債がふえないように健全化計画をしっかり立てて、お願いいたします。

次に、実質収支比率も平成29年度決算では5.7%で、適正である3%から5%を超えており、年度途中での実態を把握しておらず、財源を有効に活用できなかったのではないのでしょうか。この件につきましても原因をお答えしていただき、どのような改善策をとったのか答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合ということになります。平成29年度の普通会計実質収支は約6億3,000万円ですが、29年度におきましては財政調整基金の取り崩しを4億5,000万円行ったことが大きな要因となり、比率が上昇したものでございます。この取り崩しですが、地方の基金残高の増加を懸念する総務省や県からは、基金の活用により市民サービスの推進につなげてもらいたいとの要請もありますので、こうしたことから財政調整基金を活用したこと、また30年度の当初予算におきまして、財政調整基金の取り崩し額が既に7億5,000万円も出ているというため、これ以上の基金の取り崩しを行わないよう、繰越金を確保するため、平成29年度の実質収支を決算に合わせまして調整を一定させていただいたというものでございます。基金の取り崩しを行わなければ、実質収支比率は1.6しかございませんので、今後も国の動向等を考慮しながら、基金の取り崩しで調整する必要があると考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 国の動向により財政調整基金残高の取り崩しを行ったということがわかりましたが、取り崩しを行わなければ1.6%で問題はありませんが、取り崩しも行っているため、これからも注意していただくようお願いいたします。

次に、経常収支比率につきましても92.4%と、前年度と比較しても2.2ポイント高くなっており、財政の弾力性も危惧しております。こちらも昨年同様増加しており、硬直化し、新しい事業についても行えなくなる可能性が高くなります。こちらについて原因をお答えしていただき、これからどのような計画をもって改善されるのか答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 経常収支比率の上昇の主な要因は、歳出におきましては社会保障経費の伸び、また給食センター運営事業費等新たな経常経費が必要になったことがございます。また、歳入におきましては、昨年度29年度におきまして普通交付税が減となりまして、一般財源総額が減少したこと、これも大きな要因となります。平成29年度は税収の伸び以上に地方交付税の減少が大きく、一般財源総額が減ったため比率が上昇しております。本年度の普通交付税は前年並みとなっておりますが、国の骨太の方針におきましても、次年度の地方交付税も維持が何とかされるという程度で、分母となる一般財源総額の増はなかなか見込むことができません。社会保障経費の増によりまして、全国的にも経常収支比率自体は上がる傾向にございます。ただ、当然社会保障経費が増となりますと予算規模も増加いたしますので、比率が上がりましたも臨時的経費総額が減ることにはつながるわけではございません。ですので、今の現状の数字というものは、一定少し高くなっていくという要因はございますが、それ以外の要因でこれ以上比率が上がらないよう、財政運営に注意していかなければならないと考えておりますので、今後ともそういったような形で財政運営をしていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 地方交付税もどんどん減っており、本年度は前年度並みということで、歳入は本当に重要になってきます。これについては、しっかりと私たちも考えなければならぬところだと思っております。

次に、職員の皆様の努力により財政力指数も0.61となっており、高知県内でも1番となり、すばらしいものです。しかし、これによる地方交付税の減額も気になってきます。平成29年度の地方交付税は、前年度と比較して3億1,008万3,000円の減少となり、歳入が心配となります。ほかにも、市税については年々増加傾向にありますが、収入未済額が1億4,305万7,000円と昨年度より減少しております。しかし、一般会計における収入未済額の38.7%の多くを占めております。この収入未収については、決算意見書の結びにも記載されており、危惧しております。もちろん、この原因については検証していると思います。その原因及び改善計画について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 税務課への御質問にお答えいたします。

収入未済額について、昨年9月議会で年5%、5年間で25%の削減を目標にしますと答弁しております。29年度決算の市税収入未済額につきましては、前年度決算から2,603万8,000円、

15.4%、国民健康保険税の収入未済額は1,976万8,000円、11.5%の減額となり、5%目標を超える削減となりました。これは、以前より各種債権の集中的な財産調査と差し押さえを行う調査処分型の滞納整理を行っていること、南国・香南・香美租税債権管理機構に高額滞納ケース及び徴収困難ケースを移管することで、高額滞納の解消、困難ケースに当てていた時間をほか多数の少額滞納に振り分けられたことが要因と考えます。

今後、収入未済額の減少により、現年を除く滞納額の徴収額、削減率ともに低下することが予想されますが、昨年度目標としました年5%、平成33年度までの5年間で25%の削減を達成できるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 目標どおりに、税務課の課長を含め職員の皆様には本当に感謝しております。しかしながら、ふえてはこれからはまた難しくなるということですので、本当に気を引き締めて、今後も目標どおりに計画をしていただくようお願いいたします。

次に、市税の不納欠損についてですが、平成29年度決算では755万8,000円であり、前年度より422万7,000円減少しており、税務課職員の皆様のおかげだと思っております。しかしながら、この755万8,000円が不納欠損となっており、これから不納欠損にならないように努めていく必要があると思います。これからの計画及び改善について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 不納欠損額に関してお答えをいたします。

滞納整理におきまして、財産調査の結果滞納処分ができる財産がない場合、地方税法第15条の7第1項の規定により滞納処分の執行停止を行い、3年間資力の回復を待ちます。執行停止が3年間継続し、資力が回復しない場合は、同法第15条の7第4項の規定により、納付・納入義務が消滅いたします。この場合に不納欠損処理を行います。3年の間に資力の回復や差し押さえ可能財産が発見された場合は、この執行停止を解除して、改めて納付いただくこととなります。29年度の市税の不納欠損額755万8,000円のうち251万3,000円は、財産調査や捜索などによって判断した滞納処分の執行停止による不納欠損処理でした。一方、地方税法第18条該当は時効消滅となりますが、時効消滅の中にも第15条執行停止中に時効が到来するものが含まれております。

今後も、早期の財産調査、滞納処分により、第18条該当を減少させるよう努めていきます。しかし一方で、生活困窮者に対しては、第15条執行停止の判断を積極的に行い、生活再建の一助となることを目指してまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） これから時効消滅による不納欠損がないように気をつけていただきたいと思えます。

次に、義務的経費の人件費が1.4ポイント、8,950万7,000円の増加となり、投資的経費が26億3,278万3,000円で、前年度から11億7,702万2,000円減少しており、普通建設事業費が12億円減少していると決算意見書に記載されておりました。これでは、人件費により新しい事業への投資ができなくなってしまう。

そこで、まず、現在のラスパイレス指数について総務課長より答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） ラスパイレス指数につきましては今年度はまだ出ておりませんので、最新でございます平成29年度の指数を申し上げますが、平成29年度は97.2となっております。これは前年度と比較して0.7ポイント下がっております。なお、全国の市の平均は99.1、また類似団体の平均は97.6であり、本市のラスパイレス指数はそれらを下回っております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 100%を超えてないので安心しておりますけども、人件費をどうにか抑えないと、新しい事業への投資ができないというふうに思っております。この人件費をどのように抑えるのが課題です。これからどのように計画し改善されるのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 人件費の抑制につきましては、行政改革実施計画の中の健全な財政運営の推進の項目で、人件費の削減として2項目を掲げておりますが、まず1つ目の給与制度の総合的見直しにおける経過措置の廃止につきましては、来年の12月をもって廃止することを既に決定しております。ただ、2つ目の時間外手当の削減につきましては、給与の6%という目標数値を掲げておりますが、平成29年度につきましても、給与の約13.6%と遠く及んでおりません。また、簡素で効率的、効果的な市政運営の推進の中の定員管理の適正化の項目で、業務改善、業務のアウトソーシング等による職員定数の適正化、あるいは多様で弾力的な任用の推進を掲げ、民間活力の積極的な導入を図るなど、計画的に適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） このラスパイレス指数が100を超えないように注意していただきたいと

思っております。本市を発展させるためには、投資的経費をふやしていく必要があると思っております。こちらについてどのように計画しているのか、財政課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 投資的経費につきましては、本年度からも本格的に予算化が始まった土地区画整理事業、また街路事業から都市再生整備事業のほうに移行された都市再生整備事業自体もかなり大型化し、その執行は今後本格化してくるということになります。なお、ほかにも（仮称）南国日章工業団地整備事業、そういったものも今後行われますので、ある意味直近でいきますと、今後大型事業が次々と予定されておる状況でございます。こういった状況で財政面で影響が出ないよう、国・県費の確保、また有利な起債の発行に努め、財政の健全化を図りつつ、事業の円滑な実施に努めていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） やはり、結果的には歳入のほうが問題になってくると思います。これは税務課、財政課だけの問題ではなく、本市の執行部の皆様全員の課題でもあると思います。市税をふやすためには人口をふやす、そして企業も誘致していく必要性もあると思いますし、それに対する方策を考える必要があると思います。これについては、市執行部が一丸となって頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

次に、地震対策の学校関係についての質問に移らせていただきます。

市内全小学校10校に危険性のあるブロック塀を確認したので、全て改修する費用が今議会の補正予算で計上されております。これは、平成30年6月18日に大阪で登校中に地震が起こり、ブロック塀が倒壊し、下敷きになった女の子が亡くなったことで、全国の小中学校のブロック塀調査となり、他市町村も恐らく今回予算化しており、学校に通学する学生、保護者の皆様は安心していると思っております。このような悲しい事故が起こってからではなく、事前に予防する必要があると思っております。そうでないと、この事故で亡くなった女の子は浮かばれません。

そこで、この予防という意味で質問させていただきます。

まず、ブロック塀だけでなく、例えば大篠小学校にコンクリートの壁が運動場にあります。恐らくこの壁はボール遊び等に使用されていると思いますが、これは市内小中学校に似た壁がたくさんあると思います。これについても、倒壊しないと調査されましたか。調査していないのであれば、どうして調査しないのか。倒壊しないという根拠があるのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問のコンクリート塀につきましての件ですけれども、ブロック塀の調査と同様にコンクリート塀の調査も行っておりまして、子供たちがボールの的当てとして活用しておりますコンクリート塀も含めまして、亀裂があり倒壊のおそれのあるコンクリート塀につきましては、随時改修を行っていく予定にしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。震災時に運動場でけがをしないのか保護者の方が心配しておりましたので、これで安心して報告することができます。北海道の震災もあり、いつ本市に震災が起こってもおかしくないのです、コンクリート塀については早急に改修のほうをよろしく願いいたします。

次に、小中学校には、げた箱があります。本市に南海トラフ地震が発生した場合、震度6強から震度7の揺れがあると言われており、もしかしたらこれ以上の震度になるかもしれません。それが下校時に発生すると、倒壊する可能性があると思います。それも考え、既に予防しているのか、していない小中学校はあるのか答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御心配いただいておりますげた箱の件でございますが、げた箱につきましては非構造部材の耐震化事業の中で、既に固定または耐震補強を行っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。

次に、理科室の棚にはビーカーなどガラスの割れ物があり、さらには薬品が収納されている小中学校があると思います。震災時には、このガラス製品の実験用品及び薬品が棚から落ちてくる可能性も考えられます。これについてどのような予防をされているのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 理科室につきましても、非構造部材の耐震化事業の中で備品収納庫の固定や耐震補強を既に行っておりますが、棚のガラス扉につきましては、非構造部材の耐震化事業の対象ではありませんでしたので、今後、飛散防止フィルムによる飛散防止対策や、それからプラスチック製の扉への交換などを随時行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 対象でなく、随時行っていくというふうにお答えいただきました。これについては、早く予算要望をしていただきたいと思います。というのは、執行部の皆様も御存じのとおり、ガラスの飛散によって目を傷めたりするだけでなく、ガラスの中を子供たちが歩いたりするのはとても危険であると思います。ぜひとも、これについて市長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今の御質問でございますが、危険なガラスによるビーカーなどを保管しているところと、ビーカーなどガラスの製品ということでございますので、そういったものができるだけ危険性がないようにしないといけないということでございますので、それはできるだけ早く対応しないといけないと、それはもちろん思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） これは、子供たちのちょっとしたけがから破傷風になったりもする可能性も震災時は考えられますので、ぜひ教育委員会のほうから予算要望していただき、市長、ぜひ予算化のほうをよろしくお願いいたします。

次に、校舎内には図書館があります。その本棚にはたくさんの本が並んでおり、かなりの重量となります。この本棚が地震により倒壊すると、大人でも危険な状態になると思います。

そこで、倒壊しない予防をされていない小中学校はあるのか、また予防されていないのであれば、その理由について答弁を求めます。さらに、これから予防される計画はあるのか答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の学校図書館の本棚につきましても、非構造部材の耐震化事業の対象でありましたので、既に固定または耐震補強を行っております。しかしながら、地震等による強い揺れの場合ですが、本の落下につきましてもなかなか防ぐことが非常に難しく、学校としましては重量のある本は床に近い本棚の下段に収納したりするように工夫をしたり、また棚の上段にはできるだけ軽量の本を置くなどの改善策を行っているところでございます。また、図書室で活動しているときに地震が発生した場合の行動方法としまして、机の下に潜る、それから高い位置にある本棚から離れて頭を守る「だんごむし」というポーズがありますが、こうしたポーズで身を守ったりするなどの訓練によって、図書室における地震対策を行っている現状でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 棚が倒れないように対策を講じていただいているだけでも全然違うと思います。本当にありがとうございます。

ここで、防災関係ではありませんが、先日、県立大学で、文化的資産としても過言でない貴重な資料でもある蔵書を焼却処分した記事を拝見しました。本市の小中学校にも貴重な図書があると思いますが、これについてどのように保管しているのか。また小中学校では年々買い足し、ふやしていると思いますが、それにより棚に入らなくなった図書については、どのように取り扱っているのか答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 学校図書館の本の件でございますが、毎年各学校には図書購入費を配分しておりますので、学校は予算に応じまして図書を購入しております。図書室も限られたスペースでございますので、更新があれば廃棄も行っていかなければなりません。現在、学校にはそうした図書を置くという場所はなかなか難しいのが現状でございます。学校図書館廃棄基準というのがございまして、これに基づき学校は廃棄する場合にはルールがありまして、年鑑、白書、郷土資料、貴重書は原則として廃棄の対象とはしない図書として位置づけられております。また、廃棄方法も手続が示されてございまして、廃棄対象図書を選定した後、これは教員または図書館支援員等が行いますが、校長の決裁を受けないと廃棄できないということになっております。こうした明確なルールによって廃棄処分を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。学校図書館廃棄基準によって廃棄しているということなんですけども、廃棄方法はどのようにしているのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 学校にも確認をいたしましたが、廃棄方法は、校長の決裁を受けましたら、各教職員が市役所が年間2回やっておりますリサイクルごみ回収とか、それから学校が大量にたまりましたら適宜廃棄する場所に運んだりということで、教職員が勝手にどこどこのごみステーションとかというふうに持ち込まないような、学校は対策を講じているというふうに確認をしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。新聞報道でもあったようなことはしてないということなので、ああいうふうにあってはならないと思っております。本当に貴重な資産だと思

いますので、南国市にもたくさんそういう本が小中学校にもあると思います。それは必ず残していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次も、地震対策ではありませんが、危機管理の面で、もう一点質問させていただきます。

今年度の夏は猛暑が続き、母校でもある大篠小学校では、夏休みのプールでの水泳を制限いたしました。昔とは違う気温になっていると報道や、熱中症により倒れる報道もたくさん拝見いたしました。危機管理の面で、このプールでの制限は英断であったと私は思っております。それだけ危機管理を持っているにもかかわらず、クーラーがきかないクラスがあると市内の小中学校からお聞きしました。これは壊れているのか、またはきちんと清掃ができていないのかわかりませんが、これでは熱中症になってしまう可能性もあります。特に小学生につきましては、危険性が高くなると思います。この件について教育委員会は把握されておりますか。されているのであれば、どのような処置をされたのか答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） エアコンの清掃と点検でございますが、ことしから定期的に予算もいただきまして始めたところですが、実際は市内小中学校のエアコンの定期的な点検というのは行われていなかったのが現状でございます。山中議員の御指摘のとおり、ことしふぐあいが生じたという学校が幾つかございまして、特に大篠小学校からもきかないということで速やかに連絡をいただきました。確認しますと、全館冷房ということで、非常に清掃が困難であるということの事実も発覚いたしまして、また点検業者等に詳しい依頼もしたところですが、通常教室にもまたエアコンを設置していただきましたので、定期的な点検または清掃等を今後やっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 答弁ありがとうございます。危機管理の面では本当に熱中症は危険ですので、ぜひ、点検を全小中学校のほうよろしく願いいたします。

次に、大篠小学校体育館についてお聞きいたします。

これについては、今年の3月議会で雨漏り問題について一般質問をさせていただきました。当時の竹内次長は、改修を行うための調査をしており、計画を立てていると答弁され、平山市長からも、避難所になっているので修繕計画ができれば早急に予算化していただけると、本当にありがたい答弁をいただきました。その進捗状況及び計画について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 大篠小学校の体育館につきましては、たび重なる雨

漏りのたびに修繕を繰り返してまいりましたが、大雨のたびに別の場所からも雨漏りがするという本当に抜本的な大規模な改修が必要であるというふうに考えておりました。9月補正で大篠小学校の体育館の屋根改修工事の実施設計の予算計上をしております。その実施設計をもとにし、改修に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） ありがとうございます。これで雨漏りで体育館が全然使えない子供たちも本当に喜ぶと思いますし、避難所として大篠小学校の体育館がまた使えるということが本当にうれしいと思います。

次に、公園問題についての質問に移ります。

本市に遊具のある一般公園は全部で19カ所あり、児童公園は8カ所、都市公園は3カ所あります。この遊具の平成29年度の点検報告書を都市整備課が作成しておりますので、確認しました。劣化をAからDに分けており、Aが健全である、Bは軽微な劣化がある、Cは修繕の必要な劣化がある状態、Dは緊急修繕が必要な劣化があると分類されております。この報告書を見ると、遊具は126あり、Aは10.8%、Bは35.28%、Cは61.48%、Dは20.16%であり、この数値を見て、子供たちは安心して遊べると言えますか。修繕が必要であるCとDを合わせて64%もあり、とても遊べる状態ではないということがわかります。これでは、公園の遊具で子供たちは安心して遊ぶことができませんし、保護者も安心できません。これについて関係課長はどのように思われましたか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 遊べない遊具が多いのをどう思ったのかという御質問についてでございますけれども、子供たちは遊びを通じて冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、遊具の安全確保に当たっては適切に管理し、ハザードの除却に努めなければならないというふうに考えておりますけれども。このハザードが除去できていないということで、遊べる遊具が少なくなったということにつきましては、適切に管理されていないということで大変申しわけなく思っております。できるだけ早期に、危険な遊具はまず撤去をしたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。危険な遊具については、撤去されるという答弁をいただきました。できれば、撤去ではなく改修をしていただきたいというふうに思っております。

今議会の9月補正予算にも、新川児童遊園地の遊具再整備工事費で650万円計上しており、これで安心して遊具を使い遊べるので、大篠地区の子供たちや保護者は喜んでいると思います。しかしながら、まだまだほかの地区の遊具再整備がなっておりません。これからの遊具再整備の計画について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市内で遊具を設置しています公園のうち、新川児童遊園地と吾岡山文化の森公園以外の公園で、D判定の使用禁止としております遊具につきましては、今年度中に全て撤去したいというふうに考えております。新川児童遊園地につきましては、今年度中に、吾岡山文化の森公園につきましては来年度に、それぞれ遊具の撤去と新設の再整備工事を実施したいと考えております。その他の公園につきましては、遊具の老朽度や利用状況を見ながら、今後どのように整備していくのかを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 先ほどから、課長は撤去したいというふうに答弁されております。撤去した後は、そこにはもう遊具はつくらないつもりなんでしょうか。これについても、あとで答弁のほうをよろしくお願いします。

遊具の老朽度や利用状況を見ながら、どのように整備されるのか検討されるというふうに御答弁をいただきました。利用度が多いところだけ修理されるつもりなんでしょうか。私は違うと思います。遊べないので公園を利用していないのです、私はそう思っております。子供たちはその遊具を使って、遊具があるのであれば子供たちはその場所に行き、遊ぶと私は思っております。

少し前ですけども、保育園、保育所、幼稚園の保護者の会長が集まる会にお招きいただきましたので、参加させていただきました。女性保護者のほうからも、どうして遊具が修理されないのか不思議でならないと、子供たちが公園に行っても全然遊べないという要望をいただきました。私も、確かにそのとおりだと痛感しました。親は、公園に行って体を動かしてもらいたいのだと思います。家の中でゲームではなく、友達と一緒に公園に行き、遊具だけではないかもしれませんが、遊んでもらいたいのだというふうに思っております。だからこそ、Dの多いところから修繕していく計画を立てる必要があると思います。これは、子育て環境をよくするという意味でも本当にすばらしいと私は思っております。これは、浪費ではなく投資だと思っております。いつから計画を立て修繕するのか、これについて答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） いつから計画を立てて修繕しますかという質問でございますけれども、まず今年度から全ての公園をまた再チェックをいたしまして、財政状況も勘案しながら、いつからどのような整備ができるのかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 今年度でチェックはされるというふうに答弁をいただきました。

一番最初に財政のほうでも最後に言わせていただきましたけれども、この子育て世代が住みやすい環境をつくるのであれば、公園整備も本当に大切なことだと私は思っております。吾岡山は遊具も充実しておりますけれども、ほかの一般公園、児童遊園地、都市公園はどうでしょうか。現状、公園はありますが、利用者は少ないと私は感じております。その原因として、広さや遊具の老朽化、木々の植栽方法、管理方法に問題があるのではないのでしょうか。この件について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 公園の利用者が少なくなった原因ということですが、老朽化等により遊具が使えなくなり、遊べる遊具が減ったことも原因の一つではないかと考えております。公園の遊具が使えなくならないよう早目に修繕を施し、遊具の長寿命化を図るなどの対策が必要であったのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 課長、市長は最近公園に行かれましたか。私は、小学校5年生の娘がおりますけれども、娘といろんな公園に行って、時間があるときだけですけれども遊んだりしています。先ほど遊具の修繕を求めました。人が多く来る公園は、遊具が充実しているだけでなく、周りの木々もきちんと剪定されております。雑草も余り生えておりません。木々が剪定されていない雑草が多い公園で遊びたいと思いませんか。私は思いません。また、いつどこから、雑草だらけであつたら蛇が出てくるかもわかりませんし、安心して子供たちをそこで遊ばすことは私ではできません。公園の管理方法にも問題があるのではないかとこのこともわかっていただきたいです。

執行部の皆さんは、たかが公園というふうに思っているかもしれませんが、しかしながら、公園は子育てするのに本当に大切な場所です。市長にはお渡しさせていただきましたが、ある大手のおもちゃメーカーが小中学生の遊びに関する意識調査のアンケートをとっており、小学校

1年生から4年生の多くが、遊ぶ場所に公園というふうに統計をとられておりました。また、内閣府の若者白書でも、公園で遊ぶが3番目に記載されておりました。それだけ公園というのは本当に身近であり、大切な場所であると私は思っております。公園が充実しているきれいな場所に人は寄ってきます。例えば、山田の秦山公園などもそうだと私は思っております。それが本市の子育て世代を移住させる方策になるというふうに私は思いますけども、この件について都市整備課長及び市長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、公園整備について、移住の一つの方策になるのではないかとということでございますが、私もかつて子供が小さいころはもちろん吾岡山、そしてトリム広場、そちらもよく連れていったところでございます。子供が喜ぶということは何よりも自分も幸せになるうれしいことございまして、子育て世代には、もちろん移住の一つの要因になるのではないかと思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 近くにきれいに整備された公園があれば、子供たちも元気に遊ぶことができるとも楽しいというふうに私も思います。また、子育てをする上でも、公園というのは子供が遊びを通じて心身の発育、発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていく施設でもあると考えておりますので、やはり身近に公園があれば、本市の子育て世代の移住方策にもつながっていくものと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 市長、課長、答弁ありがとうございます。私も、これが移住の方策の一つになるというふうに思っております。

そこで、公園についてですけども、総合公園の提案をさせていただきたいと思っております。

本市の規模からいって、あるべき総合公園がありません。現状は、本市の総合公園は空港の緑の広場のみであり、点在する児童公園や運動施設を合わせての面積になります。総合公園とは、その都市住民全般の散策、休息、運動、遊技等の目的で配置される10～50ヘクタール規模の公園です。近隣市では、野市総合公園にこれが当たります。人が多く集まる東京などは、町の中に広大な公園が数多くあり、公園の至る場所であらゆる世代がいろんな過ごし方をしています。私の知り合いは、炎天下のアスファルト車道沿いをジョギングする人や、緑が少なく暑さで人通りがない町や公園を目の当たりにすると、大きな格差を感じたそうです。いつも平山市長が言っておられます「緑とまち笑顔あふれる南国市」ではないというふうに思っております。

す。総合計画の第2部、基本構想の第1章、南国市の将来像にも記載されております。総合計画に記載されている以上、進めていく必要性があるのではないのでしょうか。平山市長は、この提案について、副市長時代もあわせて総合計画の緑が進んでいるというふうに思われますか。私は、余り進んでいないというふうに思い、提案させていただきました。この2点について市長及び関係課長に答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） まず、総合公園の必要性でございますが、10～50ヘクタールという大規模な公園ということになるということです。今、まだ南国市の中では、未整備であります南国中央公園、また土地区画整理事業区域内の街区公園などを整備する必要があるがございますので、総合公園のような大規模な公園を整備することは現在考えてないところです。以上でございます。

続きましてもう一点、2点ございましたのもう一点、「緑とまち笑顔あふれる南国市」ということでございますが、この緑が進んでいるかということでございます。本市には、緑、つまり農地や森林などの豊かな自然がたくさんあります。この本市の豊かな自然を暮らしの中に生かすとともに、充実した都市機能を備えた環境と調和のとれたまちづくりを目指す目標となるものが、本市の将来像「緑とまち笑顔あふれる南国市」であります。その目標実現のために、行政の分野ごとに主要施策の取り組みを進めているところですが、市街地内の町なかには、日常生活圏の憩いや交流、子供たちの遊びやレクリエーションの場となる公園や緑地は少ないようにも感じております。今後は、市街地内に残された緑地空間を保全するとともに、公園や緑地の計画的な配置に努め、快適でゆとりのある居住環境の形成に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 市長、答弁ありがとうございます。確かに、自然はこの南国市、本市もすごく多いです。しかしながら、その自然に車椅子の方やベビーカーが通れますか。そんな山の中や農地をされている田んぼの中に、ベビーカーが入っていくことを私はほとんど見たことがありませんし、車椅子の方が入っているところも私ほとんど見たことがありません。生活の隣にあり、皆が利用できることが公園として本当に重要だというふうに思っております。公園や緑地は遠方や山でなく、住宅の中になく意味がないというふうに思っております。本市は、健康寿命と平均寿命の差が男性が14.5歳、女性が19.9歳であり、総合公園ができれば町に緑がふえ、目的やコミュニケーションの場ができ、改善されるのではないのでしょうか。ほかにも、

周辺へのヒートアイランド現象の緩和等の緑の効果を生かした環境調整、仮設住宅や避難場所などの防災効果、芝生で遊んだり、花見をしたり、バーベキューしたりする余暇活動、町の風格を上げる景観向上、医療費削減による健康効果・経済効果、植物に触れる機会や自然や環境への意識が教育的効果があるというふうに、たくさんの効果が見込まれると思います。確かに、維持管理費や建設の費用がデメリットだというふうに私も思っておりますので、これは長期的な計画を立てるべきであると思います。先ほど、市長は考えていないということでしたけれども、この提案を聞いて市長の答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 確かに、総合公園、その10～50ヘクタールという広い敷地にそういう整備された公園をつくるということは、先ほど山中議員おっしゃいました、車椅子またベビーカーそういったものは、もちろんその公園なりで通れるような整備になっているでしょう。市民の皆様喜んでいただける、そういった公園にはそれだけの面積の中で整備すれば、いろいろな望む要素を盛り込むことができると思います。ただ、そこには大きな費用というものがかかるわけございまして、今非常に南国市は大きな事業を幾つも進めているところであります。負担としましても、公民館の建てかえ事業、そちらも文化的施設を含めた公民館の建てかえ、また海洋堂のものづくりセンター、そして図書館の整備と大きな事業、また区画整理事業も大きな財源が要ということが予想されております。そういった事業がめじろ押しでございまして、そういった事業をまず完了させて、またその後中央公園という優先される事業もございまして、そちらを整備した後に総合公園ということも財源的な見通しが立てば考えていく必要があるかもしれません。そういったところで、時期というものをまだもう少し見定めないとはいけないのではないかと思うところございまして、以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 正直な話なかなか財源が厳しいから、新しい事業があるので大変厳しいからという答弁をいただきました。

ですけれども、公園というのは本当にいろんな世代が集まる場所でもありますし、南国市も環境に対しての方策もしっかり立てております。だからこそ、私は提案をさせていただきました。じきにまた、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、市長のほうから都市公園について、南国中央公園につきましてのお言葉がありました。次に、都市公園について質問をさせていただきます。

高知県の副都市である本市の都市公園が機能していないのは、本当に恥ずかしいことだと思

っております。いまだ都市公園に決定されている南国中央公園は未整備のままであり、これは総合計画にも位置づけされており、総合計画の第3部基本計画の7環境保全、景観形成と公園・緑地の整備の主要施策、(3)南国中央公園及び街区公園等の整備に記載されておりますが、計画は進んでいないように思います。地方自治法第2条第4項に、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあり、総合計画に記載されているということは、年次計画を立て進めるべきだと思っております。これを2017年3月議会で一般質問させていただいておりますが、それから1年以上が経過しております。この南国中央公園の進捗状況、計画、どのように調査されたのか答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 南国中央公園のことにつきましてお答えいたします。南国中央公園の整備につきましては、現在具体的に実施する事業を定めました実施計画の策定には至っておりません。南国中央公園は、将来南国市の余暇活動や休息の場となり、災害時の避難所や災害防止効果もある多様かつ重要な役割を担う都市公園でもあり、できるだけ早期に整備していかなければならないというふうに考えておりますが、都市計画道路南国駅前線と一体的に整備することで、都市公園としての機能効果が発揮できると考えております。現在、整備中の南国駅前線第2工区は、国費の有利な補助制度であります都市再生整備計画事業に切りかえて平成34年度中の整備完了を目指して整備を進めているところでございますので、まずは第2工区の整備を完了させ、その後、国道55号への南進に向けて整備する際に、公園整備もあわせて実施するよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。結局のところは、南国中央公園は事業については進んでいないということだと思います。先ほど将来と言われましたけど、一体いつこちらのほうを整備されるのでしょうか。道ができてからいつになるのか、そしてどのような構想を立てているのか、正直私は想像ができません。この都市公園をどのように活用されるのかがわかりません。これについて、わかっている範囲で構いませんので答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 先ほど御答弁しましたとおり、南国中央公園の整備は、公園としての効果を考えますと、都市計画道路南国駅前線の整備抜きには考えられないというふうに思っております。整備時期につきましては、南国駅前線第2工区の整備が完了する平成34年度

以降で、南国駅前線南進の事業認可時期に公園の整備計画を立て、認可を受けたいというふう
に考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 34年度以降認可を受けというふうに答弁をされました。

確かに、認可を受けてからどのようにしたらいいのかを考えるのもいいと思いますけども、
今からきちんと何にされるのか、どのように活用されるのか、防災等に活用されると言われて
ますけども、きちんとどのような公園にしていくのか、計画をしっかりと立てていただきますよ
うお願いいたします。

次に、この総合計画の同じ(5)公園を活用した触れ合い交流活動の充実に、吾岡山文化の森
を市民の触れ合い交流拠点と位置づけ、施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の
拡充・創出に努めますと記載されております。確かに、公園にはたくさんのお子さん、親御さん
が来ており、頂上のサッカー場でも少年少女の皆さんが頑張っている様子が伺えます。今
でも吾岡山周辺は発展しているのが目に見えてわかります。だからこそ、これからはこの吾
岡山を中心に人が集まる必要があると思っております。この総合計画にあるように、もっと
交流できるというふうに思っております。だからこそ、前回一般質問をさせていただきました
ように、吾岡山を都市公園としてしっかりとした構想を立てるべきだと思っております。総合
計画にある吾岡山の現在の進捗状況、計画について答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 吾岡山の現在の進捗状況、計画はということにつきましてで
ございますが、吾岡山につきましては、来年度に遊具の再整備を行い、遊具の充実に努めてまい
りたいと考えております。今後も、計画的に施設の改良整備を推進し、施設等を活用したイベ
ントの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） イベントの充実に努めていきたいというふうに言われておりますけども、
吾岡山文化の森事業は、平成7年から10年までの4カ年にかけて整備し、事業完了済みと
2017年3月議会でも答弁がありました。まほろば祭りが開催されている場所は、とても整備さ
れているとは思えません。ここが人が集まる場所になるというふうに思われますか。ここに文
化施設、例えば美術館やスポーツ施設があったほうがもっと人が集まり、さらに吾岡山を利用
されるというふうに思いませんか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 吾岡山に美術館やスポーツ施設があれば、施設を利用する人たちが来場いたしますので人はふえるというふうに思いますが、まほろば祭りが開催されている場所は、サッカー競技が行われる際やイベントが開催される際などの駐車場としての機能を維持してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 課長も御存じとは思いますが、先ほど駐車場としてというふうに御答弁がありました。イベントまたサッカー、公園で遊んでいる方たちが駐車したところを見たことはあると思いますが、いって半分、半分もいったところを余り見たことがないですけども、大抵3分の1ぐらいしか使用されておられません。それ以外は、私には遊んでいる土地のように思えました。だからこそ、そういう施設等を建てて、人が集まるようにしたほうがいいんじゃないだろうかというふうに提案をさせていただきましたけども。私は駐車場としては逆に広過ぎるというふうに思いますが、これについて課長はどのように思われておりますか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 敷地の半分以上が全く使われていないということでございましたら、使われていないスペースにつきましては、今後どのように活用していくかということも検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） どのように活用されるか、わかりました。そしたら、活用されるような計画をしっかりと立てていただきたいと思えます。

また、前回、船岡山取得についても質問をさせていただきました。しかし、採掘跡地は買収しないという答弁がありました。前橋詰市長より丁寧にお断りをされ、それから働きかけをしていないというふうに答弁をされました。それは、譲っていただきたい申し出であり、前回から提案しているのは買い取りであります。予算も相当かかることですので、私も先ほどの総合公園ではありませんけども、長期的に考えていく必要があるというふうに思っております。これについて答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 船岡山を買収する計画の必要性ということでございますけれども、船岡山につきましては、私が前職場の商工観光課当時に、太平洋セメント株式会社土佐事務所を訪問いたしまして、工業団地の適地調査候補地として船岡山を調査させてほしいという

相談をしたことがございます。そのときに、会社側からは船岡山鉦山はセメントをつくる際の副原料となる珪石を掘っており、土佐山鉦山の直轄鉦山として今後も10年スパンで採掘をし、採掘した後も土佐山鉦山からの土捨て場として活用していきますとの回答がございましたもので、船岡山を買収するのは難しいのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 課長は商工観光課時代にお話に行ったというふうに、先ほど調査させてほしいというふうに答弁がありました。これは一体いつになりますか、答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 私が訪問させていただきましたのは、平成23年11月でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） そしたら、今から7年前ということになります。7年前ですので、近いといえば確かに近い年数かもしれませんが、吾岡山周辺は本当に、国道があり、近くに飛行場もあり、高速道路もあり、今どんどんどんどん栄えていると思います。だからこそ、市がしっかりと買収するようにもっていき、人の集まる場所としての拠点にするべきだというふうに思いますので、7年前ですということですけども、またもう一度トライしていただきたいと思います。

吾岡山周辺も船岡山周辺も、先ほど言いましたように、開発が進み、人が集まっています。取得し、整備する必要があると私は思っております。前議会でも、施設計画に広く意見を頂戴しながら検討し、計画を進めるというふうに答弁をいただきました。現在、団体等に意見を求めたのか、生涯学習課長のほうから答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） さきの6月議会で、スポーツ施設の充足は、南国市スポーツ推進計画を策定する中でスポーツ推進審議会及び庁内で組織するスポーツ振興推進本部で議論してまいりますとお答えをいたしました。この中で、施設の充足の必要性、あるいは既存施設の長寿命化について御議論いただくということでございます。計画の素案の作成がおくれており、まだ議論には至っておりません。近いうちにはしたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 課長のほうから近いうちというふうに言われましたけど、今年度中には

会を開いていただきたいというふうに思います。この吾岡山と船岡山も、私は都市公園として総合計画に入れていただきたいという思いがあります。これについて市長より答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 吾岡山と船岡山ということでございますが、今都市整備課長からも申しましたとおり、船岡山は今太平洋セメントが使っている状況でございまして、こちらの活用というのは現時点でまだ難しいのかなというところも考えます。ですので、今後、船岡山活用というのは、昔からそういう構想もたびたび耳に入ってきたこともございます。そういった活用ができる可能性ができたときに、そういった吾岡山と一体の施設の利用という形で構想を練ってみるのもよろしいかと思うところでございます。ただ、今どうかという、もう少し時期を見ないといけないのではないかと思います。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

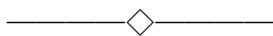
○4番（山中良成） 市長より、時期を見てというふうにお答えいただきました。

私としては、計画してこれを総合計画に入れてしまうと、必ずやっていかなければならないので、市長としてもすぐには入れられないという思いがあると思います。しかしながら、何の事業も一緒ですけども、必ず1年、3年、5年、10年と、きちんとした計画を立てる必要があると思っております。これをしっかりと立てた上で、総合計画に盛り込んでいくというふうにしたほうが能率もいいと思いますので、総合計画に入れなくても、ぜひそういう計画をこれからもしっかりと立てていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 10分間休憩いたします。

午後2時33分 休憩



午後2時42分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。9番有沢芳郎議員。

〔9番 有沢芳郎議員発言席〕

○9番（有沢芳郎） 本日最後となりました。よろしくお願ひ申し上げます。農業委員会の会長には、きのうに続ききょうも出席していただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般社団法人南国シルバー人材センター不正経理について質問させていただきます。

シルバー人材センターは、会員に働く機会を提供することを通じて、会員の生きがいの充実や生活の安定、また地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的としています。平成11年度設立以来19年目になり、法人化から3年目になる平成29年度は、会員数206人、受注件数2,124件、契約金額7,227万724円、就業実人数167人と、公共性の高い法人であります。私自身も、シルバー人材センターに大変お世話になっております。このシルバー人材センターで、平成30年2月20日に不正経理を発見、不明金額、平成23年度から平成29年までの合計は1,038万4,334円であり、本人が認めた金額は826万8,377円であります。4月30日付で懲戒処分としています。

そこで、刑事告訴をすることで南国署と協議中とあるが、どうなっておるかお答えください。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 一般社団法人南国市シルバー人材センターの経理において発生した使途不明金につきまして、6月22日の平成30年度シルバー人材センター定時総会において、理事長より報告が行われました。その際に、刑事告訴については南国警察署と協議中とのことでした。現在も協議中と聞いております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） それでは、横領金の弁済について本人から弁済能力がないとの回答で、高知簡易裁判所に調停の申し立て中とあるが、3カ月以上たっておりますが、その後どのように進展するかお答えください。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 調停につきましては申し立てを行い、現在も継続中ということであります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 横領の発覚がおくれた原因は、かねてより指摘されておりました複数者による経理の確認を怠ったことであり、事務局職員一同、責任を痛感しております。不明金の発生理由は、事務局長であり経理を1人で担当した女性職員による横領であると、市長に6月4日に報告しています。横領事件が発覚して2月23日に市役所に報告しているが、我々議員に報告したのは6月議会が終了した25日に報告を受けています。余りにも遅い、議員を軽視をしているのではないかとお答えください。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） シルバー人材センターから2月に報告があった時点では、使途

不明金があるということについて口頭で報告がありました。詳細につきましては調査中とのことであり、その後3月の理事会から総会において公表するということが話し合われたということで、市はそれを受けて、シルバー人材センターの公表後に速やかに公表するということを考えておりました。6月4日付に不明金の額等について文書で報告がありましたが、6月22日の定時総会において公表するとのことでしたので、総会終了までは市として公表することは差し控えたということでございます。議会軽視ということには当たらないのではと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 平成30年6月4日市長に報告する報告書で、シルバー人材センターの経理で不明金が発生していることが判明し、理事及び事務局職員により全容を把握することに努めるとともに、今後の対応において検討しているところであります。不明金の額は、会計処理が残っている平成23年度より現在まで1,000万円を超えられると思われまます。判明している金額は、別紙で1,038万4,330円です。横領が発覚して3カ月以上たつのに、検討しているところですが、思われまます、など公務員のような報告書で、全く危機感がありません。このような報告書に疑問を持っていないか持っているか、市長、お答えください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 報告書には疑問を持っておりません。調査はまだ途中であるというふうにしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 7月13日に事業費の収入が入るまで資金不足となるおそれがあるとのこと、至急補助金の概算払いをしたいとの説明、申し出がありました。今回の問題に対する理事等の責任のとり方や今後のセンターの運営等について意見のやりとりをして、ここでセンターの運営を停止させるわけにはいかないとの判断で、執行部の申し出を承知しました。それは、私と議長とが先に執行部から提案を受けて、物すごいシルバー人材の重要性を重々承知しているので、何としてでも運営をとめることはいけないという判断のもとに、私と議長はそういう判断を先にさしていただいて、後日議会の皆様に御承認をいただけるようお願いをしました。それだけ我々議員は、一生懸命シルバー人材に対する思いは強いんですけれども、シルバー人材に対してその補助金を7月24日に573万9,000円を支払っております。しかし、私たちがそのとき言った意見の中に、運営方針、業務改善計画を提示していただけるように意見を言っておりますが、あれから何カ月たっておるかわかりませんが、その提案書は受けましたか。お答え

ください。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） シルバー人材センターからの業務改善計画書、運営方針等につきましての提出はございません。以上です。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 業務改善計画も経営方針もなく、よくお金を計上できるかと私は不思議でなりません。国と南国市の補助金返還金額が約370万円と和解金が確定したので、その支払いに貸付金400万円を計上しているが、シルバー人材から先ほど正式な業務計画も改善計画も運営方針もそういった貸付金の要望書も、書類で、もう一度確認します。来てますか。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 有沢議員の御質問で、貸付金について正式な文書は、という御質問と理解しましたが、シルバー人材センターへの貸付金につきましては、今議会への和解案の返還金の最終確認をした際に、30年度のシルバーへの国庫補助金については、国、市双方への補助金返還が終了した後での交付決定になるということを再度確認しました。そうなりますと、資金不足が見込まれ、対応策としてシルバー人材センターが一時借入れをするとしましても、国庫補助金の交付決定がなければ担保となるものはなく、厳しいということでした。それを受けまして、市からの貸付金の9月議会計上案を藤村理事長に提案したものであります。ですから、シルバーから文書での要求があったものではございません。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 一般社団法人ですよね。その一般社団法人に、貸付金の申込書もないのに予算を計上する。普通ならあり得んことですよ。本来、お金を借りるに当たっては、銀行もそうですが、ちゃんとした業務計画を出して、何月何日にこういうお金が入ってくるので、こういうふうにお支払いします、そういう明確な再建計画の提案書があって、それを審議して、それでオーケーなら普通貸し付けるんですよ。ただ口頭で、おおい、補助金を払わないかんき、370万円ないき400万円貸し付けてや、そんなもんで公金が勝手に貸せれるんですか。もう一度お答えください。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 先ほども申しましたように、シルバーからの要望があったものではございません。あくまで、シルバーの運転資金が資金ショートして経営が困難になるということで、市のほうから提案したものです。そのときに、重要な資料が抜かっておったという認識は

私は持っておりません。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） シルバー人材の定款を読みましたか。シルバー人材の定款の中に、借金をするときは、ちゃんと理事会でそういう報告を得て多額の借金ができるとあります。本来なら、その足らん分の借金を理事会で相談し、理事会の承認を得て、理事会が銀行へ行って借りればええじゃないですか。どうしてそういうような指示をしません。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） このシルバー人材センターにおきましては、その組織自体の財政基盤というものが補助金に頼っているということがございまして、シルバー人材センターの資産というものが無いというふうを考えております。その担保になるような資産ということが想定できませんでしたので、市からの貸し付けもやむを得ないというふうを考えて、この予算計上ということになっているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 担保のない法人に、よく市がお金を貸せるか、僕は妙に理解ができないんですけども。お金の扱い方に対して、私たち市民と執行部との間にどうもすき間があるように思いますが。

では、横領の発覚がおくれた原因は、かねてより指摘されておりました複数者による経理の確認を怠ったことであり、事務局一同責任を痛感していると言っているが、事務局だけの責任ではなく、特に理事長、副理事長、監事役の責任は重大であると思いますが、どのような責任をとると市長に報告しているかお答えください。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 市に対しては、6月4日付で今回の使途不明金に関して、市の指導を受けて適切な対策をとりながら、信頼回復に努めていくという報告がされております。また、シルバー人材センター総会において、関係機関に迷惑をかけたことに関しての謝罪があり、経理について牽制体制を強化し、再発防止と信頼回復に向けて努めていくとの報告がされております。役員の責任につきましてはさまざまな御意見がありますが、現在の結論は、事後処理のめどが立った時点で、役員全員が辞職をするということが表明されております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） わかりました。

それでは、監事が平成29年度5月18日、関係書類、証憑書類、貯金通帳、その他関係書類の提出を求め、詳細に監査した結果、いずれも正確に適正に処理されていることを確認しました、以上報告します、と幹事2人が報告をしております。領収証のない支出があるのに、真面目に監査をしていれば、すぐに発見できた横領事件のはずです。監事の責任は大きく、平成30年度6月8日に、監事は不正支出158万8,262円あったと報告をしています。市長は、監事が真面目に平成23年から29年度まで監査をしたと思いますか。市長の考えをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 監査につきましては、結果として不正が発生しているということでありまして、非常に残念に思うところではありますが、その監査自体どうかといいますと、やはり不十分であったのではないかというふうに考えざるを得ないというところでもあります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 本当にこの監査が真面目に監査をしていれば、平成23年度で被害が防げたんです。しかし、この監査をやるに当たって、それを管理している事務局長、その最高経営責任者である理事長、この責任は非常に重いんです。ほかの理事さんは多分ボランティアで来てるんで、それほど経営には参加をされてないと思います。それだけ監査というのは非常に重い役職なんです。先ほども、中山研心さんが監査について質問されましたけれども、監査の重要性を余りにも軽んじてるんじゃないでしょうか。この監査、実はこの2人は社協の監査役からそのままスライドして、シルバー人材の監査役をやっている2人でございます。はっきり申し上げまして、シルバー人材のこういう監査をしている2人が、社協の監査も本当に真面目にやっているかどうか疑問に思います。単純なんですよ。請求書と領収証を比較すれば、あ、領収証がない、誰でもわかるような単純な横領事件なんです。それを確認せずに判を押して、ぱんぱかぱんぱか押して、ほとんど見もしてない。こういう監査がおること自身、非常に残念です。私、シルバー人材には大変お世話になってるんで、シルバー人材の公共性の強い団体というのは百も承知で、こういう質問をさせていただいてるんです。

しかし、税金を投入している以上は、南国市も担当課長が理事なら、ちゃんとした経営方針指導を要求するべきです。なんで、お金が足らんなったらすぐ南国市に泣きついて、それを市長がすぐに計上し、我々議員が審査して、それで初めて予算が承認されるんですけれども、私としては非常にこの計上の仕方に疑問を持っております。なぜか。これはあくまで公金なんです。本来ならシルバー人材が、先ほども言いましたけれども、銀行に金を借りて払うのが筋で

す。私が、シルバー人材に今までかかって、総会で話したことの議事録、これを見せていただ
けませんかと言いましたら、何とシルバー人材は、総会で理事会で諮らないと議事録が出せる
か出せれんかわかりません、そういう答えです。そして、市長に報告があった6月4日の報告
書を私、課長からもらいましたけれども、この報告書の中の次のページ、1,038万4,334円、合
計は載っておりますけれども、23年度から29年度までの不明金の金額が、のり弁です。全然資
料が出てません。合計金額だけです。

こういうように、我々議員に対して予算を承認していただくならもう少し、定款でうたっ
ている議事録を必ず作成しなければならない。臨時議会でも理事会、そういった意見を報告書と
して議員に提出するべきじゃないですか。それも提出せず、お金の要求ばかり我々に言うて、
自分らは何ひとつ汗かいてないじゃないですか。そんな団体に、はいわかりました、400万円
計上しましょう、言えますか。さらに、この報告書のただのこのグラフの棒、この中見てくだ
さいよ。平成28年度、29年度の通帳がないので、27年度の通帳による。こういう改善計画、た
だのグラフの棒ですわ。これがどこに改善計画ですか。こんな報告計画書を我々に届けて、は
いわかりました、先ほどは補助金560万円ばあ出しました、次は400万円出しました。次また必
ず資金ショートするんで、必ず何カ月後にまた議会へ提案してくるんじゃないかと僕は推定し
ます。そのとき、市長、また予算を計上しますか。お答えください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私は、今この資金の予想残高の表を根拠に計上したところで、これによ
りますと、そのように資金ショートを回避するような、400万円のできるという形になってお
りますので、それをシルバーと協議の上で400万円になっているということでございますので。
改めて計上ということは考えていないところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） そのお言葉を聞いて、少し安心しました。

実はこの400万円は、370万円要するに交付金の返還金ですよ、ほとんどお金は残らない。
シルバー人材は、最低でも700万円以上の預金というか余剰金がないと運営がしにくい団体な
んです。だから、その400万円は返戻金として支払えば、また資金ショートする可能性があ
るんじゃないかと僕は心配しているんですけども、そういう心配がないという判断なら、私
は安心しております。ただ、この400万円の計上については、本来ならちゃんとした、貸すな
と言ってるんじゃないんですよ、僕は。それを借りる手順、方法、順序が、ちょっと抜けてる
んじゃないですか。そう思いません。僕はそれを言ってるんですよ。本来なら、前に商工会が

不祥事を起こしまして、2,400万円のペナルティーを食らいました。そのときに、商工会は南国市にオフィスパーク株券1,000万円を買い取ってくれませんかと御相談をしました。そうすると南国市は、商工会に対し、自分でお金を構えてきいや、南国市はその株券を買い取ることはできない、自分で処理してください。相談に乗ってくれませんでした。そして、その前に吾岡山環境整備推進会、ここも800万円の不祥事がありましたけれども、ここはみずからの役員でこの800万円を弁済をしております。

このように、それぞれ問題が起こった団体、いわゆる公金を補助金としてもらっている団体は、不祥事があつたら、みずからの力で乗り切って解決しているんです。シルバー人材は、そういう方針といたしますか意気込みといたしますか、全然感じません。我々議員にも聞こえてきません。それについて市長、元上司だから、なかなかよう断れない、そういうことはないですか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） シルバー人材センターにおいて今回発生した事案でございますが、こちらは組織による不正ではなく個人による不正でありますので、シルバー人材センターが不正行為を行ったということではないというふうに思っております。個人に対しては、損害賠償を請求するということになると思います。不正を行った本人から損害賠償が行われることが一番であると考えているところでございますが、現在その損害賠償について調停中でありまして。また現時点で本年度の国の補助金の交付がないことから、補助金返還後にシルバー人材センターの運営に資金不足が生じるという状況が予測されたということでございます。

シルバー人材センターの果たす役割としまして、働く意欲のある高齢者の就労支援、また労働力人口の減少による人手不足に対して、地域社会の期待は大きいところであります。営利を目的として活動する団体ではなく、国の補助金開始前は市の補助金と貸付金で運営を行ってきたところであります。これらのことから、シルバー人材センターの事業が成り立たない状況を避けるということから、貸付金を予算計上させていただいたところでございますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 組織でくるんでやってるか、シルバー人材の中で個人が横領しているので、その違いがあるので、シルバー人材組織全体でやってないので借いちゃらあよと。ほな商工会は、組織全体でやったから貸さんよと。吾岡山の環境整備推進会は、ほいたらあれは個人でやっちゅうぜよ。じゃあ何で市は、それに対して何らかの形で応援をしてやらなかったでしょうか。どうも言ってることが矛盾だらけだと思うんですが、どうでしょう。もう一度お答え

ください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 商工会の先ほど有沢議員がおっしゃったことにつきまして、そのあたりの経緯については、私が聞いたことと少し違うように思うところがあります。また、吾岡山文化の森の件につきましては、私もその内容を逐次細かく聞いたわけではございませんので、それについては意見を申し上げることができないというところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 済いません、私商工会の会長と何回かお話をさせていただいて、商工会の会長が思ってる意見をくみ上げて、ここで言ったんです。商工会は確かに不正をしましたが、自分たちの努力で会員数も50%確保し、それぞれみんなが汗をかいて何とか危機を乗り切ったんです。そういう汗をかいてるんですよ。ところが、シルバー人材の役員に至っては、役員いうたら失礼ですが、理事長、副理事長、監事、ここあたりがもう少し一生懸命、大変なことが起こったので、汗をかいて努力する方法があったんじゃないかな、と僕は思います。

どうも公務員のOBさんの考え方は、ちょっと僕たち民間人からは発想が違うように思いますが、私だけの考えでしょうか。どうもお金に対して、特に公金、税金を支出するに対して、やはり公明正大でちゃんとした団体、ちゃんとした契約書、ちゃんとした方針のあるところに本来なら支出するべきであって。補助金の返戻金が足らんきちょうだい、どうも理解ができません、何回考えても。ただ、シルバー人材の一般社団法人は、なくてはならない団体ということは当然です。私も、そのことについては全然異議を申してるわけではございません。本当にすばらしい、我々市民にとって助かっております。この団体の運営を管理している理事長、副理事長、そして監事、ここの責任が非常に重い。本来なら、私の聞いた話によると、前事務局長かどうか知りませんが、責任を感じて、何らかの形でこれを賠償金の一部に使ってください、というような報告を受けましたが、そういう報告は受けておりますか。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 先ほど有沢議員が言われましたことについては、最終的に確認はしていません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 私が聞いた情報によりますと、責任を痛感し、幾ら包んだかは知りませんが、このお金で賠償金の一部に充ててくださいと。しかし、シルバー人材センターの

理事会で却下されて、支払う必要はありません、そういう報告を聞きましたけれども。議事録をとってるんで、議事録を確認してもらえますか。私の言ってることが事実かそうでないか、議事録を確認してください。だから、僕は議事録を見せてください言うたら、議事録を見せてくれないんですよ。どうやって審査するんです。もう一度、後でもいいんですから、議事録を全てとって、そういう報告を臨時理事会でやったかどうか確認してもらえますか。お答えください。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 議事録の件につきましては、シルバー人材センターのほうに確認をしまして、また答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） それを聞いて安心しました。

それでは、第2問の耕作放棄地について質問させていただきます。

南国市の荒廃農地面積は、再生利用可能な荒廃農地23.7ヘクタール、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は1.4ヘクタールあります。農業委員会の業務の中で、農業委員会は農地の所有者に対し、利用意向調査を実施します。これは農地法第32条、1年以上にわたり農作物の作付が行われておらず、かつ今後も農地の所有者等の農地の維持管理状態や農業経営に関する意向等から見て、農作物の栽培が行われる見込みのない農地があります。

そこで、農作物の栽培が行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と比較してその程度が著しく劣っている農地、また耕作者不在の農地や不在となることが確実な農地がある場合において、農業委員会が利用意向調査を実施します、農地法第33条、施行規則第78条。その面積がどれくらいかは昨日西川議員の質問でわかりました。そこで、利用意向調査の結果、農地中間管理機構への農地の貸し付けを希望する農家はどれくらいおられますか、農地法第35条。

○議長（岡崎純男） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 1人の所有者を1件としまして、件数と面積を申し上げます。平成26年度、19件、2ヘクタール。平成27年度、28件、3.7ヘクタール。平成28年度、7件、1ヘクタール。平成29年、15件、1.6ヘクタールとなっております。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 利用意向どおりに対応しない、意向の意思がない場合について、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告します。勧告を受けた農地所有者は何人おられますか。

○議長（岡崎純男） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 平成26年に農地中間管理機構が全国の都道府県に設立されました。それを受けて農業委員会は、実施する農地利用状況調査も遊休農地も調査して、農地中間管理機構への貸し付けを促進することが主な目的となりました。本市の農業委員会は、農地利用状況調査で把握した遊休農地で、利用意向どおり対応しない、意向を表明しない所有者の農地については、農地中間管理機構に情報提供をしておりますが、西川議員にも答弁しましたとおり、本市の遊休農地は耕作条件が悪いものが多く、その多くは機構が事業規程上借り受けができないと判断しており、またそのような農地は勧告の対象とはなりません。そこで、本市は勧告をした農地はありません。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 勧告がない農地ということは、税務課長、1.8倍ペナルティーがある人はいないということですか。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 勧告があった農地につきましては、一般農地に比べ約1.81倍の評価となり、税額も同様に1.81倍となりますが、現在まで勧告農地はございませんので、ゼロ件でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 済いません、10年以上耕作放棄地としている農地が、中間管理機構の勧告や農業委員の指導を聞かない農地所有者に対して、どのように、では対処するんです。

○議長（岡崎純男） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 農業委員会には、農地を強制的に管理させる方法はありません。委員は、耕作放棄地所有者に粘り強く放棄地の解消をお願いしております。

この質問のあった件につきましては……。あ、失礼します。以上です。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 済いません。では、ストップ・遊休農地、平成29年度から遊休農地への課税が変わります。ということは、この中間管理機構が引き受けてくれなかったら要するに勧告ができない、そういうことですよ。そうすると、機構が引き受けられない農地、またその土地が森林の状態になるなど、農業委員会が農地として再生不可能と判断したものは勧告の対象にならないと、こういうことですよ。そうすると、15年以上田んぼを放って、木はこれくらい木が田んぼへ生えて30センチぐらい、竹が3畝ぐらいは生えとるでしょうね。セイタカは言

うに及ばず、物すごい耕作放棄地というか、すごい田んぼなんです。こういった田んぼで、そこに何と鳥がどっさり来まして、鳥のふんでそこにゲジゲジ、そしてムカデ、虫が物すごく発生してるんです。そして、さらにそこが猫の巣になりまして、そこで30匹ぐらいの猫が子供を産んで、物すごい猫がおる。さらに、ついにタヌキまですみまして、非常に困っている。実は、それ僕んくのすぐ横なんです。もう大変なんです。これを、僕は議員になる当時、50歳の初めてのころに農業委員会で質問させていただきました、耕作放棄地の対策について。それからもうかれこれ十数年たちますけれども、木が太る一方で一向に、農業委員会の人には世話をしてくれて、その農家の人に話をしてくれるんですけれども、はいわかりました、ちゃんとします、で15年ですよ。絶対断りません。わかりました、ちゃんとします。じゃあ農地を売ってくれ、売りません。貸してくれ、貸しません。じゃあ、耕作放棄地をちゃんと耕いて整理してくれや、わかりました、やりますで、15年ずっと木が太るだけ。

こういう農地の所有者に対して、私は、ここにもちゃんと書いてくれてるように、農地法第44条、これを使っていただければ私の悩みは解決すると思うんですけれども。この措置条例、これは多分農業委員会がそれを見て市長にそれを言っていただければ、その悩みが解決するんです。今勧告をしないと行った農地ですね。南国市は一件もないと言いましたけれども、農免道路を走っていると、そこに農地じゃない農地が見えますよね。ああいうのは、勧告の対象になるんじゃないですか。そして、さらに北のほうへ行きますと、どうも農地を目的外に使用して、バスやトラックじゃ置いちゃうところがありますよね。これは、県の中間管理機構にたしか相談してると思うんですけれども、中間機構あれから報告あったのでしょうか、1年以上たつと思います。さらに、今言うた措置条例、市長が発動してくれるかどうか、お答えをお願いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 第44条についてでございますが、その農地につきましては、農業委員会というより市長部局で市長が発動するということになるかと聞いていることでございます。ただ、その農地につきましては、法令上書かれている条件というものがあるというふうに聞いておるところでございます。その条件というのが、まず周辺地域における営農条件に著しい支障を生じさせているというふうに認められる場合となっているということでございます。そのような状況が明らかにあるかどうかということが判断材料になるのではないかと思います。法令の内容、法令の条文、そちらに該当するかどうかということになろうと思いますが、そういった勧告をするという事例というのがなかなか、代執行も含めた法令ということでございますので、

実施するというのはかなりハードルの高い難しいことではないかと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員に申し上げます。

有沢議員の一般質問の中で、先ほどの1番目のシルバー人材センターの不正経理についての質問中、長寿支援課長がシルバー人材センターの議事録についての答弁をしましたが、それについて補足説明をしたい旨の要望がありましたので、それについて私は許可をいたしたいと思っております。それについて再度質問は認めますので、今持ち時間が9分21秒でありますけれども、その時間の範囲内で引き続き1項目めの質問があれば許可をいたしますので、そのようにお願いをしたいと思います。

先に済みませんでしたら、長寿支援課長の説明をさしますので、お聞き取りをいただきたいと思っております。長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 先ほどの有沢議員の御質問に対して説明が不足しておりましたので、補足をさせていただきます。

シルバー人材センターの理事会の議事録につきましては、シルバー人材センターに提供を依頼しておりましたが、他の理事の了承が必要ということで、現時点で入手しておりません。そこで、再度提出については依頼の上、その結果をお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） わかりました。それでは、よろしく願い申し上げます。

本来なら、素直にすぐ出していただければ、こんな場で言うべき話じゃないと思うんですけども、よろしく願い申し上げます。

○議長（岡崎純男） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（土橋 愛） 先ほど、有沢議員の耕作放棄地の質問の中に、農地の違反転用の御質問があったと思っております。それにお答えいたします。

農地転用の許可権者は知事でありまして、是正指導、勧告するのは知事となっております。その中で農業委員会がどういう役割を果たすかといいますと、初期に違反転用を発見し、現地を調査し、初期指導を行った上で、県のほうに違反転用事案報告を知事に提出するという事務の流れになっております。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 先ほど市長が措置命令、農地法第44条、これは市町村長が遊休農地にお

いて、病害虫の発生またはそのおそれ、土砂等の堆積など周辺の営農に著しく支障が生じ、あるいは生じるおそれがある場合は、遊休農地の所有者等に支障の除去等を命ずることができます。これに従わない場合には、市町村長みずからこれを行い、除去等の費用を徴収します。これが措置命令、農地法第44条です。これ、ごみと一緒にです。ごみを近所の人が、ごみ屋敷みたいになって、周りの周辺に物すごく迷惑をかけるけれども、あくまでも個人の敷地、個人の財産の中にあるので、行政といえども勝手に処分できないけれども、この間テレビの報道でありましたように、強制的に行政が個人の家のごみを撤去しました。やればできるんです。

だから、私がお願いしたいのは、1年2年の我慢じゃないんですよ。15年以上も我慢してるのに、農業委員会が何ぼ指摘をしてくれても、当の所有者が何も動かない。しかし、私はやりませんとは絶対言いません。はいわかりました、ちゃんとします、こう言われると農業委員会もやりようがないんじゃないかと思うんです。ところが、やらないんです。困ったもんです。近所、うちだけじゃなくて周りの人もすごく困ってる。今や、猫が50匹近くいるんじゃないでしょうかね。物すごいですよ。犬ならちゃんと鎖につなげとかなんとか条例があるんですけども、猫の場合はありません。当然、うちの芝も枯れました。全く困ってるんです。もう虫は来るは、ムカデは発生するは、夜、道路を見てください、ゴキブリがはってるんですよ。道路、その竹やぶから僕んくの家の方に向けて。それくらい被害こうむってるんです。だから、著しく僕たちは傷ついてるんですよ。これは、農業委員会ではもうやりようがありません、逆らいませんので。芳郎君、わかりました、ちゃんとします。農業委員会の人に来てもしっかりとします、わかりました。絶対逆らいません。耕作放棄地をやってる所有者というのは、全てそういうタイプの人やないかと思えます。農業委員会の指導には逆らいません。きっと、言うことを聞かないだけなんです。これは市長の特権である第44条でやっていただくほかに方法がない。全国で初めてこの法令をやったということで、平山市長の株がぐっと上がるんじゃないかと思うんですが、もう一度市長、検討して、何とぞこの措置条例第44条で、私たち市民が、耕作放棄地に迷惑をこうむっている住民を助けていただきたい。よろしくお願い申し上げます。再度、答弁のほどよろしく願いしまして、終わります。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 有沢議員さんのお悩み、苦しみということがよく伝わってまいったところでございます。ただ、農地法第44条適用ということになりますと、今有沢議員さんがおっしゃったように、全国で例がないということも聞いているところでございます。個人の財産を代執行という形も含めて措置命令を行うということは、その根拠となるものをきちっとつかんで

おかなければならない。法令にのっとっているかどうかをまず前提に確かめなければならないところがございます。先ほど有沢議員さんもおっしゃったように、農業委員会も非常に苦慮していると、はいやりますと御返事もされているということでございます、また全く竹を切っていないとか、全く管理をしないということでもないということも聞いております。そういった状況が、果たしてこの営農条件に著しい支障が生じているというふうに言えるのかどうか、そのあたりが今のところ該当するというような判断を下すことができないところでございまして、そこは粘り強く説得をしていかざるを得ないのかなと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 気持ちよく終わりたいけれども、なかなか気持ちよく終われません。

そしたら最後に、農業委員会会長、ぜひとも中間管理機構にもう一度強く要望して、農免道路沿いにある、西川議員さんが質問した奈路とか白木谷とかそういうところの地区じゃなくて、うちの場合は香長平野で米が2回とれた二期作農家で、すばらしい田園がある地区なんです。そういったすばらしい田園が、米が2回とれよった田んぼを放棄してるんですよ。これは、勧告する条件が整ってると思うんです。多分そういう農家の人は貸したくない、売りたい、そういう農家の人が多いと思うんです。やはり、中間管理機構がきちっとした指導をして、そういうがに課税評価のペナルティーを食らわすとか、そういう方向づけをせん限りは、すばらしい農地をむざむざ放棄するような地主に対しては、毅然たる態度をとっていただきたい。ストップ・ザ・遊休農地、絵に描いた餅のパンフレットじゃなく、あのストップ・ザ・遊休農地、耕作放棄地には課税がかかるよというようにパンフレットの表に出してますんで、ひとつ会長の御尽力で何とぞこれを解決していただきまして、お願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明13日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時46分 延会